エコマーク ニュース

Eco Mark News

2004.3. 15. No. 48　別添

別添　エコマーク商品類型「家具 Version1.0（認定基準案」　・・・　1

編集・発行 ／ 財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局

〒105-0003　東京都港区西新橋 1-7-2 虎の門高木ビル 7F

認証課　TEL：03(3508)2653　FAX：03(3508)2656

基準課・普及課　TEL：03(3508)2662　FAX：03(3508)2656

この印刷物はエコマーク認定の印刷用紙を使用しています。

別添

エコマーク商品類型試案

「家具 Version1.0（認定基準案）」

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

1. 環境的背景

経済産業省の家具生産統計表によると、平成 14 年で 23,492 千個の家具が国内で生産され、その生産額はおよそ 3,900 億円に達している。一方、価格競争力の強い、東南アジアを中心とした輸入家具の増加も顕著であり、財務省貿易統計によると、家具の輸入量は 2,700 億円を超えている。

家具は、木材や金属、プラスチックなど多種多様な材料を使用しており、材料の生産加工から部品製造、塗装、組み立てに至るまで多くの工程を経て造られているため、環境に対して様々な影響がある。近年では、家具から室内空気に放出される有害化学物質による健康への影響が懸念されている。また、家庭用の大型の家具は、ほとんどが廃棄時に国内各自治体で粗大ごみとして回収され、焼却ないし埋立処分されるなど、一般廃棄物として処分されており、リサイクルされているのはごく一部である。したがって、家具については、製品ライフサイクルの観点から、天然資源、枯渇性資源の使用をコントロールするだけでなく、製造段階での塗料、接着剤などの化学物質の使用、長期使用設計や使用後の廃棄・リサイクルにも配慮することが重要である。こうした状況を鑑みると、エコマークとして、様々な面で環境に配慮した家具を推奨し普及を図ることは、環境保全上の意義が大きい。

これまでの「家具」に関するエコマーク商品類型は、製品の長期使用による廃棄物排出の削減という観点から、1995 年 7 月に制定された商品類型№68「部品の交換修理の容易な事務用および学校用椅子」のみであり、家具全般を認定の対象とはしていない。№115「廃木材・間伐材・小径木などを使用した木製品」および№118「再生材料を使用したプラスチック製品」において一部の家具を対象としているものの、それらは製品を構成する「材料」に主眼を置いた認定基準であり、家具の機能面を評価するためには、長期使用・リサイクル容易設計など、家具の設計に関する観点も考慮することが望ましい。そこで、2000 年 11 月 2 日のエコマーク類型・基準制定委員会で新規商品類型として選定された「繰り返しリサイクルが可能な、繊維材料を使用したマットレス」に関する商品類型の設定に際して、この商品類型を取り込む形で、「家具」全般として認定基準を策定することとしたものである。同時に、№68「部品の交換修理の容易な事務用および学校用椅子」についても製品ライフサイクルの観点から総合的に見直しを行い、併せて、№115「廃木材・間伐材・小径木などを使用した木製品」および№118「再生材料を使用したプラスチック製品」において対象としている家具についても、本商品類型に整理・統合した。

2. 対象

総務省発行の日本標準商品分類に基づく「家具」のうち別表１に示す製品であって、木材および木質材料（エンジニアリングウッド）、プラスチック、繊維、紙、ガラス、金属のいずれかまたは複数の材料で構成されるもの（住宅の建築時などに、壁面や床などに直接施工するものは除く）。ただし、小付属（ねじ、ダボ、ボルト、蝶番などの製品の機能上必要な小さな部品）や接着剤、塗料など副資材の添加は認める。ローパティション、コートハンガー、掲示板、ホワイトボードについても、本商品類型で取り扱う。

また申込製品は、認定基準に従い、次のいずれかに分類するものとする。

屋内家具…建物の内で使用する家具

屋外家具…建物の外（戸外）で使用する家具

3. 用語の定義

リサイクル：マテリアルリサイクルをいう。エネルギ回収（サーマルリサイクル）は含まない。

再生材料：ポストコンシューマ材料またはプレコンシューマ材料またはそれらの混合物。

ポストコンシューマ材料：製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。

プレコンシューマ材料：製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。

再・未利用木材：以下に定義する間伐材、廃木材、建築解体木材、低位利用木材をいう。

- 間伐材：林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の固体密度を調節する作業により生産される木材。
- 廃木材：使用済みの木材（使用済み梱包材など）、木材加工工場などから発生する残材（合板・製材工場などから発生する端材、製紙未利用低質チップなど）、剪定した枝、樹皮などの木材および木質材料。
- 建設発生木材：建築物解体工事、新築・増築工事、修繕模様替え、その他工作物に関する工事などの建設工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料。
- 低位利用木材：林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材。小径材については、末口径14㎝未満の木材とする。また、竹林で産出される環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹も含む。

  なお、小径材については、末口径14cm未満の木材とし、以下のaあるいはbに該当する場合は、中立的な第三者によって、持続可能な管理がなされている森林であることの認証を受けているものとする。

  a. 天然生林から産出された丸太から得られる小径材

  b. 人工林において皆伐、郡状拓伐および帯状拓伐によって産出された

丸太から得られる小径材

廃植物繊維：もみがらなどの農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣、および麻袋などの使用済み梱包材など。

プラスチック：単一もしくは複数のポリマと、特性付与のために配合された添加剤、充填材等からなる材料。

ポリマ：プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。

未利用繊維：コットンリンターおよび紡績時に発生する短繊維などからなる繊維。

反毛繊維：織布工場の糸くず、縫製工場の裁断くずおよび使用済み衣服など（ここでは裂き織りなどを含む）による反毛材からなる繊維。

ポストコンシューマ素材：使用後に廃棄された PET ボトルなどの合成高分子製品や合成繊維製品。使用済みの梱包材料を含む。

プレコンシューマ素材：合成高分子製品や合成繊維製品を製造する工程の廃棄ルートから発生した廃棄物。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。

ポリマーリサイクル繊維：ポストコンシューマ素材およびプレコンシューマ素材の再生処理フレークまたは、ペレットなどを利用してリサイクルされた樹脂からつくられた繊維。

ケミカルリサイクル繊維：ナイロンまたはポリエステル素材の使用済み製品のポリマを解重合して得たモノマを原料として重合して得たポリマからなる繊維。

市中回収古紙：店舗、事務所および家庭などから発生する使用済みの紙。

産業古紙：原紙の製造工程後の加工工程（紙加工工場、紙製品工場、印刷工場および製本工場など、紙を原材料として使用する工場）から発生し、製品として使用されない紙。ただし、原紙の製造工程内で発生し、再び同じ工程内で原料として使用される紙は除く。

古紙パルプ：市中回収古紙および産業古紙から得られる使用済みの紙・板紙又は紙・板紙の断裁くずなどを離解処理又は離解・脱インキ処理して得たパルプ。

古紙パルプ配合率：製品に含まれるパルプ中の古紙パルプの重量割合で、古紙パルプ／（バージンパルプ＋古紙パルプ）×100(%)で表される。ただし、パルプは含水率１０％の重量とする。

カレット：廃ガラスをガラス原料に再生処理（分別、異物除去など）したもの。

ガラスカレット利用率：製品として使用するすべてのガラス材料中のガラスカレット投入量の割合。すなわち、

ガラスカレット利用率＝再生材料／(一製品当たりの)全ガラス材料

とし、すべての材料は重量で表すものとする。

処方構成成分：製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。

4. 認定の基準

4-1. 環境に関する基準

4-1-1.共通基準

（1） 製品は、製品に使用する全ての材料が、別表2に定める材料区分ごとの基準配合率をそれぞれ満たすこと。ただし、金属を製品重量全体で80%以上使用する製品については、これに加えて製造あるいは販売事業者（事業者団体を含む）などが提供するシステムとして、申込製品を回収・リサイクルするシステムがあり、そのための情報提供がなされていること。また、申込者によって回収された製品の金属部分重量の少なくとも90%以上がマテリアルリサイクルされること。ただし、「2.対象」の「83 14-マットレス（運動用を除く）」に該当する製品は、本項目を適用しない。

基準配合率（再生材料等配合の下限値）（%） ＝１材料区分における再生材料等の重量／当該材料区分の重量 ＜製品を構成する全ての材料区分に適用＞

注）上記において、別表2に定める１材料区分が、小付属（ねじ、ダボ、ボルト、蝶番など製品の機能上必要な小さな部品）のみで構成される場合は、当該材料区分の基準配合率は問わないものとする。

（2） 製品の製造にあたって、別表3に掲げる特定フロン(ＣＦＣ５種)、その他のＣＦＣ、四塩化炭素、トリクロロエタンおよび代替フロン（ＨＣＦＣ）を使用しないこと。

（3） 製品の製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質、廃棄物の排出などについて、工場が立地する地域の環境法規や協定などを遵守していること。

（4） 製品の製造にあたって、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）」における第一種指定化学物質を申込製品に処方構成成分として使用している場合は、その旨を報告すること。

（5） 製品はハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。本項は着色剤、フッ素系添加剤、難燃剤、コンセントなどの電装品については適用しない。

（6） 塗料は、エコマーク商品類型№126「塗料Version1.0」の「4-1.環境に関する共通認定基準」第(3)項および第(4)項に定める重金属および重金属化合物について、基準（添付資料1）に適合していること。

（7） 屋内家具の製造に使用する接着剤（組立て式の家具（製品購入後に、ユーザ自

身が組み立てることを前提に販売される家具）に添付されている接着剤を含む）は、ホルムアルデヒドの放散のないもの、または日本工業規格（JIS）に規定されているホルムアルデヒド放散量基準のF☆☆☆☆の認定を受けたもの、またはこれと同等のものを使用すること。

（8） 塗料、接着剤、木質材料（エンジニアリングウッド）のいずれかを使用する製品は、ユーザ自身が行なえるシックハウス対策（適切な換気の励行）として、別表4に掲げる情報を、取扱説明書、製品ラベル、パンフレットなどユーザが容易に参照できる媒体に記載していること。

（9） 申込者は、エコマーク認定製品の修理を行なう体制を整備していること。体制の整備は、次のいずれかまたは両方によること。①製品は修理が可能であり、申込製品の生産中止後10年間以上は、申込製品のユーザの依頼に応じて修理を行なうこと。②ユーザが破損した部品を交換できるよう工夫されており、当該交換用部品の供給期間が、生産終了後10年間以上確保されていること。

（10） 別表5に掲げる情報を、取扱説明書、製品ラベル、パンフレットなどユーザが容易に参照できる媒体に記載していること。

（11） 製品は使用後、異種材料間の分別が可能なこと。

（12） 製品の包装は、省資源について配慮がされていること。また、異種材料間の分離が可能であること。

（13） 製品の包装に使用されるプラスチック材料は、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。

（14） 屋内家具は、トルエン、キシレンを処方構成成分として添加しないこと。ただし、塗料については適用しない。製品出荷時にこれらの物質の放散が低減されるよう、配慮を行なっていること。

4-1-2. 材料に関する基準

製品は、製品を構成する各材料が、以下に示す「材料に関する基準」をそれぞれ満たすこと。ただし、小付属（ねじ、ダボ、ボルト、蝶番など製品の機能上必要な小さな部品）には、以下に示す「材料に関する基準」を適用しない。

A. 木材および木質材料（エンジニアリングウッド）

（15） 屋内家具に使用する木質材料（エンジニアリングウッド）は、ホルムアルデヒドの放散のないもの、またはJIS規格およびJAS規格に規定されているホルムアルデヒド放散量基準のF☆☆☆☆の認定を受けたもの、またはこれと同等のものを使用すること。つまり、以下の数値基準を満たしていること。

- JIS A 1460「建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法－デシケータ法」により測定したホルムアルデヒド放散量が平均値：0.3mg/l 以下、最大

値：0.4mg/l 以下であること。

あるいは、

- JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物（VOC)、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法－小型チャンバー法」により測定したホルムアルデヒド放散速度が 5μg/(m²･h)以下であること。
- 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材など、JAS 規格に定められる製品・材料にあっては、該当する個別の JAS 規格に定められたガラスデシケータ法あるいはアクリルデシケーター法により測定したホルムアルデヒド放散量が平均値：0.3mg/l 以下、最大値：0.4mg/l 以下であることを数値基準として用いてもよい。

（16） 製品は木材保存剤（木材防蟻剤、木材防腐剤、木材防虫剤および木材防かび剤）を処方構成成分として添加していないこと。ただし屋外家具は、木材保存剤の使用を認める。使用する木材保存剤は、（社）日本木材保存協会の認定を受けていること。

（17） 建設発生木材のうち、建築解体木材（建築物解体工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料）を原料として使用する場合は、防腐・防蟻・防虫処理が施された材を分別・排除して使用すること。製品中の建築解体木材を使用した部分の有害物質の含有について、土壌汚染対策法施行規則に定める別表第3（平成14年12月26日、環境省令第29号）に挙げられた六価クロムおよびヒ素の要件を満たすこと。

B. プラスチック

（18） プラスチックの成型において、カドミウム、鉛、総水銀、クロム、ヒ素、セレンおよびその化合物を処方構成成分として添加していないこと。

（19） エコマーク商品類型№118「再生材料を使用したプラスチック製品」の環境に関する基準第（3）項におけるプラスチック添加物、安定剤または滑剤、プラスチック色材の重金属類の含有量および溶出量、および第(4)項における国連環境計画でリストアップされている残留性有機化学物質のうちダイオキシン類およびフラン類について、基準（添付資料2）に適合していること。

（20） 重量が100g以上の合成樹脂部分は、JIS K 6999に従い材質表示をすること。

C. 繊維

（21） 繊維部分は、エコマーク商品類型№104「家庭用繊維製品Version2.0」の「4-1.環境に関する基準」別表2（添付資料3）に適合していること。

D. 紙

材料に関する基準は設けない。

E. ガラス

（22）素材となるガラスカレットは、エコマーク商品類型№124「ガラス製品 Version1.0」の環境に関する基準第（40）項（添付資料4）に適合していること。

（23）ガラス着色剤を使用する場合は、エコマーク商品類型№124「ガラス製品 Version1.0」の環境に関する基準第（41）項（添付資料4）に適合していること。

F. 金属

材料に関する基準は設けない。

4-1-3. 個別製品に関する基準

A.「マットレス」については、以下の基準項目を満たすこと。

（24）以下のa.またはb.の要件のいずれかに適合すること。

a. 製品に使用する全ての材料が、別表2に定める材料区分ごとの基準配合率をそれぞれ満たすこと。ただし、金属を製品重量全体で80%以上使用する製品については、これに加えて製造あるいは販売事業者（事業者団体を含む）などが提供するシステムとして、申込製品を回収・リサイクルするシステムがあり、そのための情報提供がなされていること。また、申込者によって回収された製品の金属部分重量の少なくとも90%以上がマテリアルリサイクルされること。

フェルトを使用する場合は、当該フェルト部分は未利用繊維または反毛繊維100%であること。ただし、フェルト部分にポリマーリサイクル繊維またはケミカルリサイクル繊維を使用する場合は、未利用繊維または反毛繊維100%でなくてもよい。

b. 製造あるいは販売事業者（事業者団体を含む）などが提供するシステムとして、申込製品を回収・リサイクルするシステムがあり、そのための情報提供がなされていること。また、回収された製品重量全体の少なくとも90%以上がマテリアルリサイクルされること。

4-2. 品質に関する基準

4-2-1.共通基準

（25）製品の品質および安全性については、該当するJIS規格（マットレスについては、寸法は問わない）またはJAS規格または業界の自主的な規格などに適合していること。また、製造段階における品質管理が十分になされていること。消費生活用製品安全法が適用される製品にあっては、法規に適合していること。

5. 認定基準への適合の証明方法

本認定基準書の巻末に添付されている付属証明書および記入例にもとづく証明書を、エコマーク商品認定・使用申込書に添付すること。

5-1. 「4-1-1.共通基準」、「4-1-2.材料に関する基準」および「4-1-3. 個別製品に関する基準」の証明方法

(1) 認定基準4-1-1.(1) および4-1-3.(24) a.に該当する製品については、別表2に定める原料の材料区分ごとの配合率をエコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。

原料が木材および木質材料（エンジニアリングウッド）である場合は、原料事業者（木材伐出事業者、建築解体木材回収事業者など）が発行する、当該原料が再・未利用木材、廃植物繊維のいずれかであることの原料証明書を提出すること。ただし、原料事業者が10社を超える場合、原料事業者一覧表および原料取引量上位１０社の証明書を提出すればよい。

原料に間伐材を使用する場合は、原産地、樹種、数量、植栽年を記載した原産地証明書と対象となる林分の写真（間伐が行われたことがわかるもの）を提出すること。間伐率や何回目の間伐かといった情報もできる限り報告すること。

原料に低位利用木材を使用する場合は、以下について記載した証明書を提出すること。該当の場合は、第三者による持続可能な森林であることの認証を受けたことを証明する書類を併せて提出すること。

・森林の種類（天然生林、人工林など）、原産地、樹種。人工林の場合は、植栽年についても記載すること。

・どのような状況（病中獣害・災害を受けた、曲がり材あるいは小径材である、など）で産出された木材であるか。小径材については施業方法、末口径などを報告すること。

また、原料に竹を使用する場合は、環境保全上の適切な維持管理のための伐採であることを説明すること。

原料がプラスチックである場合は、再生材料の原料事業者（再生材料回収事業者など）が発行する原料証明書を提出すること。

原料が繊維である場合は、紡績事業者の発行する原料（原料名、原料供給事業者名など）証明書を添付すること。

原料が紙である場合は、製紙事業者の発行する古紙パルプ配合率の証明書を提出すること（証明書には古紙パルプ配合率の固有数値を記載するものとする）。

原料がガラスである場合は、ガラスカレット利用率をエコマーク商品認定・使用申込書に明記すること。

いずれの原料も、中間製品としてエコマーク認定品を使用する場合は、当該中間製

品の「ブランド名」および「認定番号」をエコマーク商品認定・使用申込書に記載することで、基準への適合の証明とすることができる。

4-1-1(1) および(24)a.に該当する製品のうち金属を製品重量全体で 80%以上使用する製品は、上記の証明書に加え、次の証明書および資料を提出すること。(24)b.に該当する製品は、次の証明書および資料のみを提出すること。

・ リサイクルする部分の構造、重量などの設計仕様書など、リサイクル部分が90%以上であることを示す証明書
・ リサイクル事業者、リサイクルの用途などのリサイクルの内容についての説明資料
・ 回収・リサイクルシステムの説明資料

(2)認定基準4-1-1.(2)については、本項目への適合理由をエコマーク商品認定・使用申込書に説明記述すること。
(3)認定基準4-1-1. (3)については、製造工場が立地している地域の環境法規などを申込時より過去5年間遵守し、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。
(4) 認定基準4-1-1.(4)については、該当物質の添加の有無を記載したリストを提出すること。
(5)　認定基準4-1-1. (5)については、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物（着色剤、フッ素系添加剤を除く）の添加の有無をエコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。
(6)　認定基準4-1-1.(6)については、エコマーク商品類型No.126「塗料Version1.0」の「認定基準への適合の証明方法」にしたがうこと（添付資料1の関連する部分だけでよい）。ただし、エコマーク商品類型No.126「塗料Version1.0」で認定を受けた塗料を使用する場合は、当該塗料の「商品名」および「認定番号」を申込書に明記することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。
(7)　認定基準4-1-1.(7)については、JIS規格に定める試験結果を提出すること。
(8)　認定基準4-1-1.(8)については、別表4に定める情報を記載した該当部分を提出すること。
(9)　認定基準4-1-1.(9)については、エコマーク認定製品の修理を行なう体制を整備していることの証明として、次のいずれかの証明書または資料を提出すること。

① 申込製品の生産中止後10年間以上は、申込製品のユーザの依頼に応じて修理を行うことに関する証明書を提出すること。
② 下記5-1.(10)に加え、次の証明書および資料を提出すること。
・ 交換用部品の供給期間が、申込製品の生産終了後10年間以上確保されていることに関する説明書
・ ユーザが交換用部品を発注した時点から、交換用部品が手元に届くまでの処理

の流れと必要日数に関する説明書

(10) 認定基準4-1-1. (10)については、別表5に定める情報を記載した該当部分を提出すること。

(11) 認定基準4-1-1. (11)については、使用後の分別方法をエコマーク商品認定・使用申込書に説明記述すること。

(12) 認定基準4-1-1.(12)については、製品の梱包状態、および包装材料とその原材料、異種材料間の分別が可能であることをエコマーク商品認定・使用申込書に説明記述すること(図、写真などを用いて補足してよい)。

(13) 認定基準4-1-1.(13)については、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物の包装への添加の有無を、エコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。

(14) 認定基準4-1-1.(14)については、トルエン、キシレンの添加の有無（塗料を除く）をエコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。該当物質の製品出荷時における残留を低減するための対策（製品出荷までの養生期間、養生方法など）を、エコマーク商品認定・使用申込書に説明記述すること。

(15) 認定基準4-1-2.(15)については、木質材料からのホルムアルデヒド放散量について、JIS規格またはJAS規格に定める試験結果を提出すること。試験方法は、JIS A 1460 建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法ーデシケーター法、JIS A 1901建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法ー小形チャンバー法などによること。

(16) 認定基準4-1-2. (16)については、木材保存剤の添加の有無をエコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。これらを添加している場合は、薬剤使用理由および薬剤が（社）日本木材保存協会の認定を受けていることの証明書を提出すること。

(17) 認定基準4-1-2.(17)については、建築解体木材を分別していること、あるいは使用のないことの証明書（作業マニュアル、工程フローなど）を提出すること。建築解体木材を使用する場合は、第3者試験機関または公的機関により実施された試験結果を提出すること。

(18) 認定基準4-1-2. (18)については、カドミウム、鉛、総水銀、クロム、ヒ素、セレンおよびその化合物の添加の有無をエコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。

(19) 認定基準4-1-2.(19)については、エコマーク商品類型No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」の「認定基準への適合の証明方法」にしたがうこと（添付資料2の関連する部分だけでよい）。

(20) 認定基準4-1-2.(20)については、プラスチックの材質表示部品のリストまたはJIS K 6999に従っていることの証明書を提出すること。

(21) 認定基準4-1-2.(21)については、エコマーク商品類型№ 104「家庭用繊維製品Version2.0」の「認定基準への適合の証明方法」にしたがうこと（添付資料3の関連する部分だけでよい）。ただし、エコマーク商品類型№104「家庭用繊維製品Version2.0」または№105「工業用繊維製品Version2.0」で認定を受けた生地などを

中間部品として使用する場合は、当該製品の「商品名」および「認定番号」を申込書に明記することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

(22) 認定基準4-1-2.(22) (23)については、エコマーク商品類型No. 124「ガラス製品Version1.0」の「認定基準への適合の証明方法」にしたがうこと（添付資料4の関連する部分だけでよい）。

(23) 認定基準4-1-3.(24)a.に該当する製品は、前記5-1.(1)に加え、フェルト部分へのポリマーリサイクル繊維またはケミカルリサイクル繊維の使用の有無を、エコマーク商品認定・使用申込書に記載すること。これらを使用しない場合は、フェルト部分に対する、未利用繊維または反毛繊維の配合率を記載すること。

5-2.「4-2.品質に関する基準」の証明方法

(24) 認定基準4-2-1.(25)については、前記5-1.(3)に加え、該当する品質規格または類似の品質規格に適合していることを証明する試験結果（JIS認定工場の写しでもよい）、または業界の自主的な規格などに適合していることを証明する資料を提出すること。また、製造段階における品質管理が十分なされていることについて、製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

6. その他

(1) 商品区分は、「2．対象」に示す日本標準商品分類「中分類 83－家具」に基づく 5 桁分類（別表 1 参照。ローパティション、コートハンガー、掲示板、ホワイトボードについては、製品機能別の種類区分毎とする）で、かつ、ブランド名（商品名）毎とする。色調、大小による区分は行なわない。ただし、製品の材料構成が異なるものについては別途申込をすること。

(2) マーク下段の表示は、下記に示す環境情報表示とする。なおエコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。環境情報表示は、左揃えの多段表示を矩形枠で囲んだものとし、一段目に、「○○を使用」と記載し、○○は、使用した再生材料または未利用材料の名称を、質量の多い順に 2 種類まで列記すること（一段目に記載しきれない場合は、二段目にかけて折り返して表示してよい)。原料の名称は、別表 2 の名称を使用するものとする。二段目に「修理体制が整っている」と記載すること。また、木質材料（エンジニアリングウッド)、接着剤のいずれかを使用する製品については、三段目に「ホルムアルデヒドの放散」と記載し、木質材料（エンジニアリングウッド)、接着剤の使用の有無に従い、四段目以降に実施した試験方法により「(木質材料）平均値 0.3mg/l 以下」または「(木質材料）5μg/（㎡・h）以下」、「(接着剤） 5 μg/㎡・h 以下」と列記すること。

4-1-1.(24)の b に該当する製品については、一段目を上記に代えて「使用後回収リサイクルされる」と記載すること。

以下に一例を示す。

［再・未利用木材および再生プラスチックを使用した製品 ］の例

（株）××××（エコマーク使用契約者名）

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○○号　（数字のみでも可）

(3) エコマークの表示は、エコマーク事業実施要領に基づき別に定める「エコマーク使用規定第 7 条」に従い、使用すること。

(4) 申込商品は、原則として「難燃剤」、「抗菌剤」の使用のないこと。また、「生分解性プラスチック」の表示のないこと。ただし、特別な事由により使用または表示する場合においては、「エコマーク事業実施要領」に基づく「難燃剤」、「抗菌剤」および「生分解性プラスチックの表示」 に関する規定を満たすこと。具体的には、エコマーク商品認定・使用申込書に使用の有無を記載の上、使用のある場合には別紙で規定の書類を添付すること。(「エコマークのてびき」より引用：「エコマーク事業実施要領」第 3 章第 7 項に相当する除外規定)

2004 年 7 月　1 日　制定予定（Version1.0）
2009 年 6 月 30 日　有効期限

本商品類型の認定基準は必要に応じて改定または商品類型の廃止を行うものとする。

別表1　対象製品分類（日本標準商品分類(中分類83－家具)より）

分類番号		商品項目名
83	**01**	**たんす**
83	011	和たんす
83	0112	整理たんす
83	012	洋たんす
83	013	整理たんす(チェスト)
83	**02**	**戸だな**
83	021	飾り戸だな(すみ(隅だなを含む。)
83	022	書籍戸だな(本箱を含む。)
83	023	サイドボード(カップボード)
83	024	食器戸だな(水屋、はえ帳を含む。)
83	025	茶だな(茶だんす)
83	026	整理戸だな類
83	027	陳列戸だな
83	028	げた箱
83	029	その他戸だな
83	**03**	**たな**
83	031	書だな
83	032	飾りだな
83	033	陳列だな
83	034	整理だな
83	039	その他のたな
83	**04**	**箱**
83	041	衣類整理箱
83	042	裁縫箱
83	043	がん(玩)具箱
83	044	レコードキャビネット
83	045	事務用整理箱
83	049	その他の箱
83	**05**	**フォノキャビネット**
83	051	ラジオキャビネット
83	052	テレビキャビネット
83	053	ステレオキャビネット
83	059	その他のフォノキャビネット
83	**06**	**机**
83	061	座机
83	062	立机
83	063	学校用机
83	**07**	**テーブル(卓子)**
83	071	座卓
83	072	立卓
83	**08**	**鏡台**
83	081	一面鏡台
83	082	三面鏡台
83	00	姫鏡台
83	084	姿見(脚付き)
83	085	壁掛け鏡
83	086	ドレッサー
83	089	その他鏡台

83	**11**	**台**
83	111	調理台
83	112	配ぜん（膳）台
83	113	流し台
83	114	ガス台
83	115	作業台
83	116	実験台
83	117	陳列台
83	118	売場台（カウンターを含む。）
83	119	その他の台
83	**12**	**いす（椅子）及び腰掛け**
83	121	ソファー（1人用ひじなし）
83	122	スツール
83	123	座いす
83	124	小いす
83	125	ひじ掛けいす（ソファーを含む。）
83	126	長いす（ソファーベンチを含む。）
83	127	寝いす（安楽いすを含む。）
83	128	乳幼児用いす
83	129	特殊用途のいす
83	**13**	**ベッド**
83	131	普通ベッド
83	132	ハリウッドベッド
83	133	二段ベッド
83	134	ベビーベッド
83	135	スタディオベッド
83	136	コンバーチブルベッド
83	137	特殊用途のベッド
83	138	ベッド用部品
83	139	その他のベッド
83	**14**	**マットレス（運動用を除く。）**
83	141	スプリングマットレス
83	142	フォームマットレス
83	143	ウォーターマットレス
83	149	その他のマットレス（運動用を除く。）
83	**16**	**ロッカー**
83	161	更衣用ロッカー
83	162	物品用ロッカー
83	**17**	器物台
83	171	花器台
83	172	植木台
83	173	電話台
83	174	置物台
83	175	テレビ台
83	176	囲碁・将棋盤用の台
83	177	見台
83	179	その他の器物台
83	**18**	**衣こう（桁）つい（衝）立及びびょうぶ（屏風）**
83	**21**	**帽子掛け及びかさ（傘）立**
83	**22**	**ベビーサークル及び揺らん**

83	**23**	**サービスワゴン**
83	231	木製サービスワゴン
83	232	金属製サービスワゴン
83	239	その他のサービスワゴン
83	**24**	**本立(ブックエンドを含む。)及びマガジンラック**
83	241	木製本立(ブックエンドを含む。)及びマガジンラック
83	242	金属製本立(ブックエンドを含む。)及びマガジンラック
83	249	その他の本立(ブックエンドを含む。)及びマガジンラック
83	**25**	**黒板**
83	**28**	**教壇及び演壇**
83	**31**	**ふみ台**
83	**98**	**家具の部分品及び附属品**

その他の家具

―	―	ローパティション
―	―	コートハンガー
―	―	掲示板
―	―	ホワイトボード

別表2 材料区分ごとの基準配合率[原料／材料(%)]

材料区分	原料	基準配合率 (製品重量全体に対する金属材料の使用割合[注1]) 50%以上の製品	基準配合率 (製品重量全体に対する金属材料の使用割合[注1]) 50%未満の製品
木材および木質材料(エンジニアリングウッド)	① 再・未利用木材、廃植物繊維、ならびにこれらの材料を使用した木質ボード[注2]	100%	30%以上
プラスチック[注3]	② 再生プラスチック	10%以上	30%以上
繊維	③ 未利用繊維 反毛繊維 ポリマーリサイクル繊維 ケミカルリサイクル繊維	50%以上	
紙	④ 古紙パルプ	50%以上 (ただし、板紙または段ボールを使用するものは、併せて、当該部分の古紙パルプ配合率が板紙は90%以上、段ボールは100%であること。)	
ガラス	⑤ ガラスカレット	10%以上	

注1) 金属材料の使用割合の算出にあたって、塗料および接着剤の重量は含めなくてよい。
注2) 繊維板などの木質ボード類については、表面化粧などの後処理を製品全体の5%(重量割合)まで認める。重量割合とは、製品を気乾状態[*1]又は20±2℃、湿度65±5%で、恒量[*2]に達した時点での製品または各材料の重量比率を指す。
*1:通風のよい室内に7日間以上放置したものをいう。
*2:24時間ごとの質量を測定し、その変化率が0.1%以下になったものをいう。

注3) 事務用椅子等の座面のメッシュ構造は、プラスチックとしてカウントすること。

注4) 軟質ポリウレタンフォームは、上記材料区分に含まないものとして計算してよい。

別表３

特定フロン （ＣＦＣ５種）	トリクロロフルオロメタン
	ジクロロジフルオロメタン
	トリクロロトリフルオロエタン
	ジクロロテトラフルオロエタン
	クロロペンタフルオロエタン
その他のＣＦＣ	クロロトリフルオロメタン
	ペンタクロロフルオロエタン
	テトラクロロジフルオロエタン
	ヘプタクロロフルオロプロパン
	ヘキサクロロジフルオロプロパン
	ペンタクロロトリフルオロプロパン
	テトラクロロテトラフルオロプロパン
	トリクロロペンタフルオロプロパン
	ジクロロヘキサフルオロプロパン
	クロロヘプタフルオロプロパン
	四塩化炭素
	1,1,1-トリクロロエタン
代替フロン （ＨＣＦＣ）	ジクロロフルオロメタン
	クロロジフルオロメタン
	クロロフルオロメタン
	テトラクロロフルオロエタン
	トリクロロジフルオロエタン
	ジクロロトリフルオロエタン
	クロロテトラフルオロエタン
	トリクロロフルオロエタン
	ジクロロジフルオロエタン
	クロロトリフルオロエタン
	ジクロロフルオロエタン
	クロロジフルオロエタン
	クロロフルオロエタン
	ヘキサクロロフルオロプロパン
	ペンタクロロジフルオロプロパン
	テトラクロロトリフルオロプロパン
	トリクロロテトラフルオロプロパン
	ジクロロペンタフルオロプロパン
	クロロヘキサフルオロプロパン
	ペンタクロロフルオロプロパン
	テトラクロロジフルオロプロパン
	トリクロロトリフルオロプロパン
	ジクロロテトラフルオロプロパン
	クロロペンタフルオロプロパン
	テトラクロロフルオロプロパン
	トリクロロジフルオロプロパン
	ジクロロトリフルオロプロパン
	クロロテトラフルオロプロパン
	トリクロロフルオロプロパン
	ジクロロジフルオロプロパン
	クロロトリフルオロプロパン

	ジクロロフルオロプロパン
	クロロジフルオロプロパン
	クロロフルオロプロパン

別表4　適切な換気の励行に関する情報の取扱説明書等への記載（例）

１．製品購入時の注意事項

「購入当初は、化学物質の発散が多いことがあります。しばらくの間は、換気や通風を十分行なうように心掛けてください」などの表現を記載すること。

２．温度や湿度の変化による換気の励行

「室内が著しく高温多湿となる場合（温度 28℃、相対湿度 50%超が目安）には、窓を閉め切らないようにしましょう」などの表現を記載すること。

（国土交通省住宅局パンフレット「快適で健康的な住宅で暮らすために」より作成）

別表5　製品の長期使用に役立つ情報などに関する取扱説明書等への記載事項

必須記載事項

１．製品の長期使用に役立つ情報

1)修理に関する情報

－利用者自身で行なえるトラブルへの対処方法
－修理の範囲（サービス内容）
－修理に必要な期間
－修理に関する窓口の連絡先、問合せ先

２．不要となった製品の引き取りのための情報

－引き取り窓口の連絡先

選択記載事項（ユーザ自身による部品交換が可能な製品のみ記載）

３．部品交換のために必要な情報

－補修用部品の入手方法
－補修用部品の供給年数
－交換が可能な部品
－部品の交換方法
－部品交換に関する問合せ先

４．部品交換が可能であることのユーザへの周知

「本製品はお客様自身による特定部品の交換が可能です」などの表現を**ユーザが明確に認識できる**よう記載し、特定部品の交換が可能であることの周知をはかること。

［添付資料1］

№126「塗料 Version1.0」より

「4.認定の基準（該当する項目の抜粋）」

(3) 製品は、防腐剤（防かび剤を含む）の含有量が製品全体の重量比で 0.5%以下であること。

(4) 製品は、別表１に示す化学物質について、基準値を満たすこと。

別表 1　4-1.(4)に規定する化学物質リスト（**下線太字**部分は、重金属および重金属化合物）

物　質　名		基準値
カドミウム **水銀** **六価クロム**		合計 0.1%以下
鉛	0.06%以下	
ヒ素		処方構成成分として添加のないこと。
アンチモン		処方構成成分として添加のないこと。
トリブチルスズ		処方構成成分として添加のないこと。
トリフェニルスズ		処方構成成分として添加のないこと。
アルキルフェノール		処方構成成分として添加のないこと。
ノニルフェノール		処方構成成分として添加のないこと。
4-オクチルフェノール		処方構成成分として添加のないこと。
ビスフェノール A		処方構成成分として添加のないこと。
フタル酸ブチルベンジル		処方構成成分として添加のないこと。
フタル酸ジエチル		処方構成成分として添加のないこと。
ホルムアルデヒド		処方構成成分として添加のないこと。併せて、塗料からの放出が 5μg/hr/㎡以下
トルエン		処方構成成分として添加のないこと。
キシレン		処方構成成分として添加のないこと。
エチルベンゼン		処方構成成分として添加のないこと。
スチレン		処方構成成分として添加のないこと。
フタル酸ジ-n-ブチル		処方構成成分として添加のないこと。
テトラデカン		処方構成成分として添加のないこと。
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル		処方構成成分として添加のないこと。
アセトアルデヒド		処方構成成分として添加のないこと。

「5．認定基準への適合の証明方法（該当する項目の抜粋）」

各基準への適合を証明する資料を、エコマーク商品認定・使用申込書に添付すること。

(3) 4-1.(3)については、該当物質の MSDS および添加の有無記載リストを提出すること。

(4) 4-1.(4)については、該当物質の添加の有無記載リストを提出すること。

［添付資料2］

№118「再生材料を使用したプラスチック製品」より
「4.認定の基準（該当する項目の抜粋）」
（３）製品は法令および業界自主基準等として定められている重金属等の有害化学物質等を処方構成成分として含まないこと。

プラスチック添加物としては、ポリオレフィン等衛生協議会、塩ビ食品衛生協議会等の各業界毎に自主基準で定められているポジティブリストに従うこと。ただし、難燃剤を使用する製品は、（財）日本防炎協会の認定を受けた「防炎物品」または「防炎製品」であって、且つ難燃剤としてPBB（ポリ臭化ビフェニール）、PBDE（ポリ臭化ジフェニルエーテル）および短鎖塩素化パラフィン（鎖状C 数が１０～１３、含有塩素濃度が５０％以上）を含まないこと。フタル酸エステル系の可塑剤は、子供が直接口にする可能性のある製品には含まないこと。

また、鉛（Pb）系、カドミウム（Cd）系および水質保全に関する要調査項目に挙がっているトリブチルスズ化合物（TBT）、トリフェニルスズ化合物（TPT）等の有機スズ（Sn）化合物系の安定剤または滑剤を含まないこと。

プラスチック色材として、商品類型No.104「再生PET 樹脂を使用した家庭用繊維品」における「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」など、下表に示す環境に関する基準第(3)項および「染料」や「蛍光増白剤」の使用に関する同第(4)項、第(5)項に適合すること。また、重金属類の含有量および溶出量については、ポリオレフィン等衛生協議会の「色材の規格基準」に適合すること。

表　１以上のアゾ基の分解によって以下のアミンの一つを生成し得るアゾ色素

4-アミノジフェニル	3, 3'-ジメチルベンジジン
ベンジジン	3, 3'-ジメチル-4, 4'-ジアミノ ジフェニルメタン
4-クロロ-*o*-トルイジン	*p*-クレシジン
2-ナフチルアミン	4, 4'-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン)
o-アミノアゾトルエン	4, 4'-オキシジアニリン
2-アミノ-4-ニトロトルエン	4, 4'-チオジアニリン
p-クロロアニリン	*o*-トルイジン
2, 4-ジアミノアニソール	2, 4-トルイレンジアミン
4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	2, 4, 5-トリメチルアニリン
3, 3'-ジクロロベンジジン	
3, 3'-ジメトキシベンジジン	

注）アゾ基の分解条件については「ドイツ日用品政令」を参照のこと

（４） 製品は国連環境計画でリストアップされている下表の残留性有機化学物質を含まないこと、また使用・廃棄時にそれらの発生がないこと。

表　国連環境計画で挙げられている残留性有機化学物質

DDT	アルドリン
ディルドリン	エンドリン
クロルデン	ヘプタクロール
ヘキサクロロベンゼン	マイレックス
トキサフェン	ポリ塩化ビフェニール類
ダイオキシン類	フラン類

「５．認定基準への適合の証明方法（該当する項目の抜粋）」

(4)環境に関する基準 4-1(3)および(4)については、原材料供給者による証明、または第三者試験機関により実施された試験結果の証明書類を提出すること。

ただし、すべての原材料について、該当する化学物質を処方構成成分として含まない場合、その化学物質については、原材料供給者および申込者による、含まないことの証明ができる書類でも可とする。

［添付資料3］

№104「家庭用繊維製品 Version2.0」より
「4.認定の基準（該当する項目の抜粋）」

別表2

繊維製品における化学物質の基準

以下に示す物質について、対象製品毎の基準値に示す条件に適合すること。

証明方法として、記号 1 に定める物質については、防かび加工の有無を記述すること。防かび加工がなされている製品は、加工剤を記述すること。記号 2 に定めるホルムアルデヒドについては、厚生省令 34 号に定める試験結果を異なる生地毎に提出すること。記号 3 に定める物質については、毛製品であることの有無を記述すること。毛製品は、当該物質の厚生省令 34 号への適合を説明する証明書を提出すること。記号 4 に定める物質については、防炎加工の有無を記述すること。防炎加工がなされている製品は、加工剤を記述、もしくは防炎物品または防炎製品であることの証明書を提出すること。

記号	名称	基準値	試験方法	対象製品
1	有機水銀化合物 ﾄﾘﾌｪﾆﾙすず化合物 ﾄﾘﾌﾞﾁﾙすず化合物	検出しないこと	厚生省令 34 号	全製品

2	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	検出しないこと	厚生省令 34 号	乳幼児用(生後 24 月以下)、おむつなど
		75ppm 以下		直接肌に触れる可能性の高い製品(寝具、タオル、中衣・下着用紡織基礎製品など)
		300ppm 以下		その他製品（屋外に設置される製品は本項目を適用しない）
3	ﾃﾞｨﾙﾄﾞﾘﾝ DTTB	30ppm 以下	厚生省令 34 号	全製品
4	APO TDBPP ﾋﾞｽ(2・3-ｼﾞﾌﾞﾛﾑﾌﾟﾛﾋﾟﾙ)ﾎｽﾌｪｲﾄ化合物	検出しないこと	厚生省令 34 号	全製品

参考:有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

以下に示す加工について、加工時の配慮事項に示す条件に適合すること。

証明方法として、各加工の有無を記述すること。

加工の名称	加工時の配慮事項
蛍光増白加工	必要最小限の加工にとどめ、過剰加工にならないよう十分注意すること。乳幼児用製品には、できる限り加工を避けること。
難燃加工	必要最小限の加工にとどめ、過剰加工にならないよう配慮すること。
柔軟加工	
衛生加工	人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は、自粛すること。
製品漂白加工	製品漂白加工を企画する場合は、製品の安全性を確認した上で製品化すること。

参考：47 繊局第 569 号通商産業省繊維雑貨局長
48 生局第 289 号通商産業省生活産業局長
63 生局第 226 号通商産業省生活産業局長

以下の①、②および③に示す染料を処方構成成分として添加していないこと。

羊毛以外の繊維は、クロム系染料を処方構成成分として添加していないこと。

証明方法として、製品を染色する工場長の発行する証明書を提出すること。

①分解して下記の発癌性アミン類を生成する可能性があるアゾ系染料

（ドイツ食品日用品法第 35 条に基づく公的試験方法集成で定められた分析方法により下記のアミンの１つ以上が製品 1kg 当たり 30mg を超えて検出されるもの）

発癌性ランク（Ａ１）		
92-67-1	4-aminobiphenyl	C1(EU),1(NTP,IARC)
92-87-5	Benzidine	C1(EU),1(NTP,IARC)
95-69-2	4-chloro-o-toluidine	2A(NTP,IARC)
91-59-8	2-naphthylamine	C1(EU),1(NTP,IARC)
発癌性ランク（Ａ２）		
97-56-3	o-aminoazotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
99-55-8	2-amino-4-nitrotoluene	3(NTP,IARC)
106-47-8	4-chloroaniline	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
615-05-4	2,4-diaminoanisole	2B(NTP,IARC)
101-77-9	4,4'-diaminodiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
91-94-1	3,3-dichlorbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-90-4	o-dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)

119-93-7	o-tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
838-88-0	4,4'-diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
120-71-8	p-cresidine	2B(NTP,IARC)
101-14-4	4,4'-diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane	C2(EU), 2A(NTP,IARC)
101-80-4	4,4'-diaminodiphenylether	2B(NTP,IARC)
139-65-1	4,4'-diaminodiphenylsulfide	2B(NTP,IARC)
95-53-4	o-toluidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-80-7	2,4-diaminotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
137-17-7	2,4,5-trimethylaniline	
90-04-0	o-anisidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-68-1	2,4-xylidine	3(NTP,IARC)
87-62-7	2,6-xylidine	2B(NTP,IARC)
60-90-3	4amino-azo-benzen	C2(EU)

② 発癌性染料

569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), ECOTEX
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), ECOTEX
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150	2B(NTP,IARC),ECOTEX
6459-94-5	C.I. ACID RED 114	CI 23635	2B(NTP,IARC)
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610	C2,R3(EU),2A(NTP,IARC),ECOTEX
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235	C2,R3(EU), 2A(NTP,IARC),ECOTEX
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120	C2,R3(EU) ,ECOTEX
2932-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855	ECOTEX

③ 皮膚感作性染料

2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505	ETAD,ECOTEX
12222-75-2	C.I. DISPERSE BLUE 35		ETAD,ECOTEX
	C.I. DISPERSE BLUE 106		ETAD,ECOTEX
	C.I. DISPERSE BLUE 124		ETAD,ECOTEX
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855	ETAD,ECOTEX
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005	ETAD,ECOTEX
	C.I. DISPERSE ORANGE 37		ETAD,ECOTEX
2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110	ETAD,ECOTEX
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	ECOTEX
3179-90-6	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500	ECOTEX
3860-63-7	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305	ECOTEX
	C.I. DISPERSE BLUE 102		ECOTEX
	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080	ECOTEX
	C.I. DISPERSE ORANGE 76		ECOTEX
2872-48-2	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015	ECOTEX
	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210	ECOTEX
119-15-3	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345	ECOTEX
	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375	ECOTEX
	C.I. DISPERSE YELLOW 39		ECOTEX
	C.I. DISPERSE YELLOW 49		ECOTEX

参考：国際がん研究機関(IARC)
米国国家毒性プログラム(NTP)
EU Directive 76/769/EC
EU Directive 2002/61/EC
染料および有機顔料製造会社生態学毒物学協会(ETAD)
ECOTEX STANDARD 100

「5．認定基準への適合の証明方法（該当する項目の抜粋）」
（4）認定基準 4-1.(3),(9),(15)および(19)については、別表 2 に従って証明書を提出すること。

［添付資料4］

№124「ガラス製品 Version1.0」より
「4.認定の基準（該当する項目の抜粋)」
(40)素材となるガラスカレットは、安全性（カドミウム、鉛、総水銀、クロム、ヒ素、セレンの溶出）について検証され、説明されていること。
(41)製品に使用される着色剤などは、カドミウム、鉛、水銀、クロム、ヒ素、セレンおよびその化合物を処方構成成分として添加していないこと。

「5．認定基準への適合の証明方法（該当する項目の抜粋）」
(3) 認定基準 4-1.(2),(10),(14),(22),(30),(35),(40)および(46)については、ガラスカレットの仕入方法およびガラスカレットの受入時確認基準（カドミウム、鉛、水銀、クロム、ヒ素およびセレン；対象製品により不要物質あり）を提出すること。
(4) 認定基準 4-1.(3),(11),(15),(23),(31),(36),(41)および(47)については、着色剤などの製造事業者の発行する成分表もしくは製品安全データシート(MSDS)を提出すること。

解　説　　「家具 Version1.0（認定基準案）」

2004 年 7 月 1 日制定予定

１．環境的背景の補足

経済産業省の統計によると、平成 14 年で、金属製品家具が 17,107 千個生産、2,176 億円の販売額、木製家具が 6,385 千個の生産、1,731 億円の販売額に達しており、家具の製造や流通にかかる環境への負荷を低減することは急務であると考えられる。また、財務省の統計によれば、家具輸出額はおよそ 384 億円、輸入額はおよそ 2,757 億円であり、輸入家具の購入が進んでいる。

資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）では、循環型社会の構築のため、製品の省資源化・長寿命化を図る設計・製造や修理体制の充実などによる廃棄物などの発生抑制（リデュース）対策、部品などの再使用が容易な製品設計・製造や回収した製品からの部品などの再使用（リユース）対策、事業者による使用済製品の自主回収・リサイクル対策などのいわゆる３Ｒを推し進めており、事業者の自主的な取組みも進んできている。なかでも、金属製家具（金属製の収納家具、棚、事業用机および回転いす）は、同法の特定省資源化製品ならびに指定再利用促進製品となっており、オフィス家具業界においても、製品アセスメントの実施など、重点的な取組みが行われている。上述のように家具の市場規模は大きいため、３Ｒを推進することによる環境負荷の低減効果は大きいと考えられる。とりわけ大型の家具は、廃棄時の処理が困難であり、原材料の省資源化、回収・運搬システムの整備などの対策が重要である。

また、家具に関する環境負荷の一つとして、近年では、家具から室内空気に放出される有害化学物質による健康への影響が指摘されており、シックハウス（またはスクール）症候群として消費者の間でますます関心が高まってきている。こうした背景から、厚生労働省ではホルムアルデヒド、トルエン、キシレンなどの物質について室内濃度指針値を定めている。また、平成 15 年７月には、居室の内装仕上げについて、ホルムアルデヒドの放散に関し建築材料の規制を定めた改正建築基準法が完全施行され、これを受けて、シックハウス対策のための環境 JIS の制定・改定も行われている。

本商品類型ではこれらの問題についても採り上げ、基準を作成した。

２．対象について

主に、日本標準商品分類を用いるが、「金庫」「冷蔵庫」「火ばち」については、家具として評価することが困難であることから、対象から除くこととした。「教壇及び演壇」「ふみ台」について検討されたが、家具の範疇として考えて差し障りないと判断された。また、「ベッド」の認定方法について検討されたが、消費者の選択方法、メーカの生産方法の現状に合わせ、ベッドフレームとマットレスは別個に認定を行うこととした。

　また、公共調達における情報提供ツールとしてのエコマークの利便性を高める観点から、グリーン購入法の特定調達品目に指定されているが、日本標準商品分類に含まれていないローパティション、コートハンガー、掲示板、ホワイトボードについても対象とすることとした。申込製品がこれら 4 品目に該当するかどうかの判断は、日本オフィス家具協会「グリーン購入法（機器類）の手引き」によることとする。
　また、複数の機能を併せ持つ商品（収納機能がついた机など）の分類についても、「グリーン購入法（機器類）の手引き」によることとする。

３．用語の定義について

　家具は、複数の多様な材料で構成されるため、関連する他のエコマーク商品類型と整合を図ることとした。

４．認定の基準について

4-1「環境に関する基準」の策定の経緯

　基準の設定にあたっては、「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」を用い、環境の観点から製品のライフサイクル全体にわたる環境負荷を考慮した上で、認定基準を設定するに際し重要と考えられる負荷項目が選定され、それらの項目について定性的または定量的な基準が策定される。
　商品類型「家具 Version1.0」において考慮された環境負荷項目は「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」に示したとおり（表中○印及び◎印）である。このうち最終的に環境に関する基準として選定された項目は A-1、B-3、B-5、B-6、B-7、B-8、B-9、C-1、C-7、D-1、D-8、E-3、E-5、E-7、E-8、および F-7（表中◎印）である。
　なお、表中の　　　の欄は検討対象にならなかった項目または他の項目に合わせて検討された項目を示す。以下に環境に関する基準の策定の経緯を示す。

表　「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」

環境負荷項目	商品のライフステージ					
	A．資源採取	B．製造	C．流通	D．使用消費	E．廃棄	F．リサイクル
1．資源の消費	◎	○	◎	◎		
2．地球温暖化影響物質の排出	○	○	○			
3．オゾン層破壊物質の排出		◎			◎	
4．生態系への影響		○				
5．大気汚染物質の排出	◎	◎		◎	◎	○
6．水質汚濁物質の排出	○	◎				○
7．廃棄物の発生・処理処分		◎	◎	○	◎	◎

8．有害物質などの使用・排出		◎		◎	◎	○
9．その他の環境負荷	○	◎	○	○	○	○

A．資源採取段階

◇A－1　資源の消費

本項目では以下の点が検討された。

(1)木材において再生材料、未利用材料（間伐材・小径木など）を使用すること
(2)プラスチック材料において再生材料、未利用材料を使用すること
(3)繊維材料において再生材料、未利用材料を使用すること
(4)金属において再生材料、未利用材料を使用すること
(5)管理された森林からの木材を使用すること
(6)皆伐材の使用のないこと
(7)熱帯木材の使用のないこと

(1)については、家具に使用される資源の投入を削減できるだけでなく、再生利用率の低い建築解体木材などの有効利用につながる。また、森林資源の枯渇が懸念される中、間伐材・小径木を使用することは持続可能な森林管理を行う上で、また、森林の持つ公益的機能の発揮のためにも重要であると判断されたため、本項目は基準を策定する項目に選定された。再生材料や間伐材などを使用した場合の製品強度などが懸念されたが、「4-2. 品質に関する基準」において、家具に関する JIS 基準などを満たすことで担保することとしている。木材部分の再生材料などの使用割合は、製品に必要とされる強度や、材料加工の技術水準を考慮して設定した。なお、廃プラスチックを木材と混合し、木質部の原料として使用した製品については、商品類型№111「木材などを使用したボード Version2.0」において対象外としているため、当該材料に関する認定基準を策定することは困難である。したがって、本商品類型においてもこれを取扱わないこととして、整合を図ることとした。

(2)については、再生材料の使用を促すことで、廃棄されたプラスチックの再資源化率の向上に寄与することが望ましいことから、基準を策定する項目に選定された。プラスチック部分の再生材料の使用割合は、製品に必要とされる強度や、材料加工の技術水準を考慮して設定した。

(3)については、繊維製品の再商品化率の向上に寄与することが望ましいことから、基準を策定する項目に選定された。繊維部分の再生材使用割合は商品類型 No. 104「家庭用繊維製品 Version2.0」に準じた。

(4)については、現在、金属のリサイクルは安定的に行われており、再生材料の使用率で製品を環境的観点から差別化することは困難であるため、本項目は基準を策定する

項目として選定されなかった。

また、ガラスについても、ガラスカレットの利用用途が拡大することは有効であるため、基準を策定する項目に選定された。ガラスカレットの使用割合は、板ガラスに準じた。なお、学習机などには照明器具が付加されていることがあるが、本基準の策定時には、ガラスカレットを使用した電気ガラスの上市が確認できなかった。家具にとって、必要最低限の照明は不可欠であり、消耗交換品であることも考慮し、当面、蛍光灯などの電気ガラスについては、基準の適用を除外することとした。

(5)および(6)については、FSC などの森林認証をうけた木材の使用について検討されたが、現在、国内での FSC 認証取得は 6 件に留まり（2003 年 4 月現在）、認証を受けた木材を家具生産に利用することは流通量からも困難であるため、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。しかし、適切な森林管理を行うことは森林の公益的機能を維持するためには必要不可欠であるため、今後の森林認証制度の発達、普及に伴い、改めて基準化を検討する可能性もある。

(7)については、現状、家具には多くの熱帯木材が使用されている。これを直接的に排除することは国際貿易上の障壁となるが、違法伐採や不法輸入などの無視できない問題もあるため、検討がなされた。違法な伐採が行われている問題については生産国側だけの問題でなく、輸入国にも少なからず責任があるのではないかという意見があげられた。平成15年7月には、インドネシアでAFP(アジア森林パートナーシップ)第2回目の実施促進会合が開催され、違法伐採をはじめ、森林火災、森林再生に多様なステークホルダーが共同して取組んでいくという趣旨の枠組みが示された。これに先立ち、平成15年6月、インドネシアにおける違法伐採問題に対して日本との2国間で協力して対策を行うとの「共同発表」と、「アクションプラン」（行動計画）が署名された。また、平成14年11月には、社団法人　全国木材組合連合会より、「森林の違法伐採に関する声明」が発表された。この声明は、全国木材組合連合会が設置した「違法伐採問題検討委員会」における様々な議論を踏まえ、木材を直接取扱っている木材業界としての立場を表明したものである。このように、政府、国際機関および事業者団体において、違法伐採を防止するための取り組みが試みられている。加えて、国際的なNPOや市民運動においても、保護価値の高い森林の価値を認め、違法な伐採を防ぎ、持続可能な森林の管理を支援していこうとする運動が高まっている。しかしながら、違法伐採に関して実態が明確にできないことで、具体的な基準を策定することは困難であるため、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。ただし、木質部の原料の証明として、原料証明の提出を求め、また間伐材・小径材については、生産地、樹種、数量および植栽年月日を記載した原産地証明書を求めているため、事業者に対して違法伐採した材を使わないことの呼びかけとなり、また同時に消費者に対して違法伐採に関しての関心を喚起する効果が期待される。政府あるいは、事業界による取り組みが行われている中、使用者側の関心が高まり、理解と協力がすすむことが期待される。

◇A－2　地球温暖化影響物質の排出

本項目では以下の点が検討された。

(1)地球温暖化影響物質の排出が少ないこと

本項目については、資源採取段階での環境負荷を家具メーカが把握することは困難であるため、基準を策定する項目として選定されなかった。

◇A－5　大気汚染物質の排出

本項目では以下の点が検討された。

(1)資源採取時の大気汚染物質の排出を抑制していること (2)材料からのホルムアルデヒド放出量は○ppm 以下であること。

(1)については、資源採取段階での環境負荷を家具メーカが把握することは困難であるため、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

(2)については、D－8(1)項に一括して検討されたため、省略する。

◇A－6　水質汚濁物質の排出

本項目では以下の点が検討された。

(1)資源採取時に水質汚濁物質の排出がないこと

本項目については、資源採取段階での環境負荷を家具メーカが把握することは困難であるため、基準を策定する項目として選定されなかった。

◇A－9　その他の環境負荷

(1)環境マネジメントシステムへの対応

本項目では以下の点が検討された。

本項目については、環境マネジメントシステムは事業規模などによって認証取得が困難な場合もあり、そうした事業者が排除されてしまうだけでなく、海外の事業者にとっても障壁となりうるため、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

B. 製造

◇B－1　資源の消費

本項目では以下の点が検討された。

⑴事業者は製品評価を行うこと ⑵製造時に副資材、水資源などの資源消費の削減努力をしていること

⑴については、製品評価を行うことは望ましいが、その評価方法を相対的に判断することが困難であるため、基準を策定する項目として選定されなかった。

⑵については、製造時の水使用量などを測定することは困難であるため、基準を策定する項目として選定されなかった。

◇B－2　地球温暖化影響物質の排出

本項目では以下の点が検討された。

⑴省エネルギー化、化石燃料の使用削減努力をしていること

本項目については、製造コストなどを合理化する上で、家具メーカが当然に行なっていることではあるが、定量的な基準を策定することは困難であるため、基準を策定する項目として選定されなかった。

◇B−3　オゾン層破壊物質の排出

本項目では以下の点が検討された。

⑴フロン等の使用がないこと

本項目については、ウレタンフォームなどの発泡や、溶剤、洗浄剤などにも使用される可能性があるため、特定フロン（CFC）だけでなく、代替フロン（HCFC）についても認めないこととし、基準を策定する項目として選定された。

◇B−4　生態系への影響

本項目では以下の点が検討された。

⑴生態系に影響を与えないこと

本項目については、製品製造に伴う生態系への環境負荷を把握することが困難であるため、基準を策定する項目として選定されなかった。

◇B−5　大気汚染物質の排出

本項目では以下の点が検討された。

(1)接着剤、漂白剤、塗料からホルムアルデヒド、トルエン、キシレンなどの放~~出~~散がないこと (2)大気汚染物質の放出がないこと

(1)については、作業従事者への暴露の問題と、使用消費段階での人体への影響が考えられる。

前者については、国内においては労働安全衛生法により、作業環境測定の実施や、一定の有害業務従事者への健康診断の実施などが義務付けられている。したがって、法規を遵守することとして、基準を策定する項目として選定された。ただし、海外で生産される場合は、日本国内の法規を適用することはできないため、当該生産地域の関連法規を遵守することとなる。また、塗装時の臭気の問題についても検討された。臭気の「強さ」については、エコマーク商品類型№126「塗料 Version1.0」において、家庭用塗料に限定して、臭いの強さを情報提供項目として表示することを認定の要件としているが、上限基準値を設定するには至っていない。一般に上市されている塗料の臭気の強さを測定し、その強さによって家具への使用を制限することは現実的でないため、基準化は困難と判断された。

後者については、D－8(1)(2)項に一括して検討されたため、省略する。

(2)については、製造工程からの有害物質の発生・排出は、極力抑える必要がある。したがって、家具の製造工場が立地する地域の協定、条例、法律などに違反などがなく、適正に管理されていることをもって、大気汚染物質の放出についても低減が図れると判断された。本項目は、基準を策定する項目として選定された。

なお、本項目は、大気汚染物質だけでなく、水質汚濁物質や振動・騒音・悪臭、廃棄物、その他の有害物質についても、同様に、該当する地域の協定、条例、法律などの基準に従うこととして適用される。

◇B－6　水質汚濁物質の排出

本項目では以下の点が検討された。

(1)水質汚濁物質の排出がないこと

本項目については、B－5(2)項に一括して検討されたため、省略する。

◇B－7　廃棄物の発生・処理処分

本項目では以下の点が検討された。

(1)廃棄物が可能な限り減量されていること

本項目については、B－5(2)項に一括して検討されたため、省略する。

◇B－8　有害物質などの使用・排出

本項目では以下の点が検討された。

(1)関連する環境法規および公害防止協定を遵守していること
(2)有害化学物質の使用・発生を回避・削減できるか

(1)については、B－5(2)項に一括して検討されたため、省略する。
(2)については、D－8(2)項に一括して検討されたため、省略する。

◇B－9　その他の環境負荷

本項目では以下の点が検討された。

(1)製造時の粉塵、騒音、悪臭発生の抑制
(2)国外製造拠点での環境影響物質の排出量、適正な労働環境（化学物質暴露、労働時間、不当労働など）、適正な賃金が確認できていること
(3)環境マネジメントシステムへの対応

(1)については、B－5(2)項に一括して検討されたため、省略する。
(2)については、国際貿易上の障壁となる可能性があるため、基準を策定する項目として選定されなかった。
(3)については、A－9(1)項に一括して検討されたため、省略する。

C．流通

◇C－１　資源の消費

本項目では以下の点が検討された。

(1)過剰な包装がないこと
(2)再生包装材を使用していること

(1)については、製品の包装についても配慮することで、資源消費量の低減につながると判断されたため、本項目は基準を策定する項目として選定された。
(2)については、家具の包装には主にダンボールが使用されているが、現在、ダンボ

ールは安定的にリサイクルされているため、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

◇C－2　地球温暖化影響物質の排出

本項目では以下の点が検討された。

(1)輸送時の化石燃料の低減化をしていること

本項目については、商品輸送時にはアイドリングストップや低公害車の使用など化石燃料の使用を削減する努力は必要であるが、現段階では証明が困難であるため、基準を策定する項目として選定されなかった。

◇C－7　廃棄物の発生・処理処分

本項目では以下の点が検討された。

(1)流通容器を再使用していること
(2)リサイクルできる包装材を使用していること
(3)廃棄しやすい包装をしていること
(4)廃棄時に有害物質の排出のない包装材を使用していること
(5)生分解性材料を使用した包装材を使用していること

(1)については、通い箱などの使用が検討されたが、家具は納品形態が多様であり、通い箱の使用が困難な商品もあるため、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

(2)については、C－1(2) に一括して検討されたため省略する。

(3)については、ダンボールと緩衝材などの溶着により、自治体によっては回収が困難になる場合があると判断されたため、本項目は基準を策定する項目として選定された。

(4)については、ダイオキシンの発生などが懸念されるため、基準を策定する項目として選定された。基準には梱包材にはハロゲンを処方構成成分として添加しないことと明記した。

(5)については、現在、生分解性商品について、エコマーク全体としての取扱いを検討している段階であるため、本商品類型では基準を策定する項目として選定されなかった。

◇C－9　その他の環境負荷

本項目では以下の点が検討された。

(1)環境マネジメントシステムへの対応

本項目については、A－9(1)項に一括して検討されたため省略する。

D．使用消費

◇D－１　資源の消費

本項目では以下の点が検討された。

(1)長寿命であること (2)部品交換、修理が容易な設計に配慮されていること (3)修理のための情報提供がされていること (4)交換部品の保管、供給を行っていること (5)修理・リース事業者の認定

(1) ～(4)については、商品を長寿命化することによって、資源消費量の削減と最終処分場の延命に寄与すると考えられるため、本項目は基準を策定する項目として選定された。製品を長期使用するために、具体的には上記(2)、(3)および(4)にあるように、修理が可能なこと、修理の体制が整っていることなどを基準に明記した。また本項では、再生材料や未利用木材等を使用していない製品であっても、長期使用が可能な設計とすることで、ライフサイクルの観点からは環境負荷が少ないのではないかとの意見が挙げられた。こうした家具をエコマークとして採り上げることは環境保全上の意義が大きい。しかしながら、長期使用の概念は材料や家具の種類、使用状況などで異なるうえ、耐用年数等を評価する試験方法なども確立されていない。したがって Version1.0 においては、基準化は困難と判断された。次回見直し時以降に、客観的な評価方法が開発された段階で、基準化を検討する。

(5)については、事業者を認定する商品類型は現在のところエコマークには存在せず、エコマーク全体としての議論が必要であるため、基準を策定する項目として選定されなかった。

◇D－5　大気汚染物質の排出

本項目では以下の点が検討された。

(1)ホルムアルデヒドの放出が○ppm 以下であること

本項目については、D－8 (1)項に一括して検討されたため、省略する。

◇Ｄ－7　廃棄物の発生・処理処分

本項目では以下の点が検討された。

(1)耐久性があり、使い捨て商品ではないこと

本項目については、製品強度を「4-2. 品質に関する基準」で確認することとした。

◇Ｄ－８　有害物質などの使用・排出

本項目では以下の点が検討された。

(1)ホルムアルデヒドの放出が○ppm 以下であること (2)有害化学物質の排出がないこと

(1)については、家具から空気中に放出されるホルムアルデヒドによる健康被害が社会問題となっていることから、本項目は基準を策定する項目として選定された。ホルムアルデヒドの放出レベルは、製品となった段階で抑制することが理想的であるが、現段階では、製品段階での測定はメーカにとってコスト負担が大きく、また、家具の容積によっては、小形チャンバー法など現在確立されている試験方法では測定が不可能なケースも想定される。そこで、JIS 規格および JAS 規格で規定される F☆☆☆☆を満たす（または、これに相当する）材料、接着剤を使用することで、製品全体としてのホルムアルデヒドの放散が結果的に抑制されることを狙いとして、基準を策定した。なお、天然木材からもホルムアルデヒドは放散するため、無垢材については、本項目を適用しないこととしている。木質材料（エンジニアリングウッド）の製造に使用される接着剤については、4-1-2.(14)で担保することとした。しかしながら、環境ＪＩＳ策定中期計画において、平成 16～17 年度には建具・家具などから放散するホルムアルデヒドの測定方法（大型チャンバー法）の策定が予定されており、JIS 規格発行の際にはそれを引用するよう、本認定基準書の軽微な改定を行なうことを検討する。

(2)については、家具は多くの材料を組み合わせて構成されているため、家具のライフサイクルの中で、有害化学物質が添加される可能性のあるステージに着目して、基準化を検討した。具体的には、「4-1-2. 材料に関する基準」において原材料への化学物質の投入をコントロールし、「4-1-1. 共通基準」においては、製品の製造に伴う化学物質の投入をコントロールすることを意図している。家具を構成する材料については、関連する既存のエコマーク商品類型（№104「家庭用繊維製品 Version2.0」、№118「再生材料を使用したプラスチック製品」、№124「ガラス製品 Version1.0」および№126「塗料 Version1.0」など）を参考に、基準を作成した。家具の製造に伴う化学物質の投入については、日本産業衛生学会 許容濃度勧告物質や、厚生労働省が定める揮発性有機化合

物の室内濃度指針を参考として、これらの化学物質の家具への使用実態を検討した結果、B−8(1)項で検討された労働安全衛生法などの法規の遵守に加え、フロン類、防蟻剤、防腐剤および防虫剤などについて、基準を設けることとした。木材保存剤については、原則として使用を認めないが、屋外家具については、却って家具のライフサイクルを短くすることが考えられるため、(社)日本木材保存協会の認定薬剤に限って使用を認めることとした。ただし、認定薬剤であっても、環境省の「環境ホルモン戦略計画 SPEED ‘98」の「内分泌撹乱作用の疑いのある物質」にリストアップされる物質を処方構成成分として含む薬剤については、使用を認めないこととする。また、（社）日本木材保存協会では、特殊な用途に用いる薬剤として、クレオソート油を含む薬剤を現在1品目のみ認定しているが、エコマークではこの使用を認めないこととした。クロルピリホスについては、現在の（社）日本木材保存協会の認定剤リストにはない。

厚生労働省が定める室内濃度指針に挙がっている揮発性有機化合物のうちトルエン、キシレンおよびパラジクロロベンゼンについては、製品からの放散を測定する実用的な試験方法および基準値が確立されていないため、塗料への含有を基準化する案が検討されたが、現実的ではないと判断された。そこで、塗料を除き、トルエン、キシレンを処方構成成分として添加しないこととし、塗料等に含まれる揮発成分は、製品製造後に十分な養生を行うなどの配慮を行なっていることとした。しかしながら現在、トルエン、キシレンの放散速度に関する JIS 規格化の動きがあるため、JIS 規格発行の際にはそれを引用するよう、本認定基準書の軽微な改定を行なうことを検討する。特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR）における第一種指定化学物質の記録提出については、メーカによる化学物質の管理を検証するものとして、基準に明記した。

◇D−9　その他の環境負荷

本項目では以下の点が検討された。

(1)環境マネジメントシステムへの対応

本項目については、A−9(1)に一括して検討されたため、省略する。

E．廃棄

◇E−3　オゾン層破壊物質の排出

本項目では以下の点が検討された。

(1)フロン等のオゾン層破壊物質の使用がないこと

本項目については、B－3(1)に一括して検討されたため、省略する。

◇E－5　大気汚染物質の排出

本項目では以下の点が検討された。

(1)焼却時に有毒なガスなどの発生がないこと

本項目については、現状では、家具が一般廃棄物として処分される際、埋立の前処理として焼却されることも多いことから、本項目は基準を策定する項目として選定された。

◇E－7　廃棄物の発生・処理処分

本項目では以下の点が検討された。

(1)廃棄が容易な設計であること (2)合成樹脂部分の材質表示があること

(1)については、分別廃棄を容易にすることで、リサイクルの阻害要因とならず、適正な処理が進むことが期待できることから、本項目は基準を策定する項目として選定された。

(2)については、消費者に使用後の分別廃棄を促すことで、リサイクルに寄与すると考えられることから、基準を策定する項目として選定された。材質表示を行う合成樹脂部分の重量は、（社）日本オフィス家具協会の事例を参考に 100g 以上とした。より少ない重量で表示を行うことが望ましいという意見もあったが、消費者に、表示を行った商品は確実にリサイクルが行われるという誤解を生むおそれもあり、回収・リサイクルシステムの発達を待って、段階的に取組みを進めていくべきと判断した。

◇E－8　有害物質などの使用・排出

本項目では以下の点が検討された。

(1)埋立ての際に重金属の漏出などがないこと

本項目については、家具が焼却後、又は破砕して埋め立てられる際、重金属の環境中への漏洩が懸念され、土壌や地下水の汚染につながるおそれがあると判断されたため、基準を策定する項目として選定された。基準では重金属（カドミウム、鉛、総水銀、クロム、ヒ素、セレンおよびその化合物）の添加のないこととしたが、木材ボードの原料として建築解体木材を使用する場合などは、防腐剤や殺虫剤などが使用された材が混入している可能性を否定できず、それらには現在では使用が禁止されているクロルデンや、

CCA などが残留している可能性がある。したがって、防腐・防蟻・防虫処理が施された材を適正に分別を行い、さらには CCA 処理木材への含有が問題となる六価クロムおよびヒ素については、含有試験を課すこととした。

◇Ｅ－9　その他の環境負荷

本項目では以下の点が検討された。

(1) 環境マネジメントシステムへの対応

本項目については、A－9(1)に一括して検討されたため省略する。

Ｆ．リサイクル

◇Ｆ－5　大気汚染物質の排出

本項目では以下の点が検討された。

(1)リサイクル時に大気汚染物質の排出がないこと

本項目については、リサイクル時の環境負荷を家具メーカが把握することは困難であるため、基準を策定する項目として選定されなかった。

◇Ｆ－6　水質汚濁物質の排出

本項目では以下の点が検討された。

(1)リサイクル時に水質汚濁物質の排出がないこと

本項目については、リサイクル時の環境負荷を家具メーカが把握することは困難であるため、基準を策定する項目として選定されなかった。

◇Ｆ－７　廃棄物の発生・処理処分

本項目では以下の点が検討された。

(1)リサイクル率向上の努力をしていること
(2)リサイクルが容易な設計であること
(3)回収・リサイクルシステムが構築されていること
(4)リサイクルのための情報提供がされていること

(1)については、家具のリサイクルを促進することは重要であるが、事業者の取組みを客観的に評価することは困難であるため、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

(2)については、家具のリサイクルを促進するためには、設計段階からリサイクルを想定した構造としておくことが重要であるため、基準を策定する項目として選定された。

(3)については、大型家具の処理は問題となっており、回収・リサイクルシステムの構築は急務である。現在、家具における回収・リサイクルシステムは構築段階であるが、（社）日本オフィス家具協会では、「オフィス家具の回収・廃棄のためのガイドライン」を策定し、回収ルートの確保を図っている。また、ベッド業界においても、先進的な企業では、使用後のマットレスを回収し、100%リサイクルするシステムを開発するなどの取組みも始まっている。本商品類型では、第一段階として廃棄家具の回収ルートの確立に重点を置くこととし、基準項目とした。使用後に回収・100%リサイクルされるマットレスについても、それが実現した際に認定が行えるよう、基準項目とした。したがって、本項目は基準を策定する項目として選定された。

(4)については、消費者の協力を促し、家具のリサイクルを促進するために、必要な条件であると判断されたため、基準を策定する項目として選定された。

◇Ｆ－8　有害物質などの使用・排出

本項目では以下の点が検討された。

(1)リサイクル時に水質汚濁物質の排出がないこと

本項目については、リサイクル時の環境負荷を家具メーカが把握することは困難であるため、基準を策定する項目として選定されなかった。

◇Ｆ－9　その他の環境負荷

本項目では以下の点が検討された。

(1)環境マネジメントシステムへの対応 (2)サーマルリサイクルが可能なこと (3)悪臭、騒音、粉塵塵芥などの発生のないこと

(1)については、A－9 (1)項に一括して検討されたため省略する。

(2)については、申込者によって回収された家具については、マテリアルリサイクルに重点を置くこととし、基準を策定する項目として選定されなかった。

(3)については、家具メーカが把握することは困難であるため、基準を策定する項目として選定されなかった。

4-2. 品質に関する基準について

家具のロングライフ化には、十分な強度性能が確保されている必要がある。また、IS014024 に従い最低水準の品質を確保するためにも、国内標準があるものについてはその規格（例えば JIS 規格）に従うことにした。また一部規格がないものについてもエコマーク商品の普及を促進するために、類似の規格と同等の品質を有することとした。

エコマーク
商品類型
No.１２８

申込ブランド名
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

印(社印を捺印)

＜付属証明書の作成方法＞

1. 申込製品に関する必要事項を「記入欄」に記載して下さい。
   「記入欄」に網かけがある「項目」は記入不要です。
2. 「添付証明書」欄の各証明書を用意して下さい。各証明書は、本付属証明書と併せてエコマーク商品認定・使用申込時に提出して下さい。
   「添付証明書」に網かけのある「項目」は、添付証明書の提出は不要です。
3. 各証明書の作成は(記入例)を参照して下さい。
4. 「添付証明書」の作成は「添付証明書の発行者」欄を確認して下さい。
5. 付属証明書の作成は、＜共通基準＞、製品に使用する材料の該当するA～Fの区分毎の＜材料に関する基準＞、＜個別製品に関する基準＞、＜品質に関する基準＞の項目です。申込製品にあてはまる付属証明書を選択して下さい。ただし、この表紙は必須です。

項目	添付証明書	添付証明書の発行者
エコマーク表示有無(予定)	□ある □製品／□包装／□カタログ・リーフレット □取扱説明書／□その他(　　　　　　) □なし(表示する場合は表示設計図の提出が必須です) (該当する事項をチェックして下さい。ある場合は、以下の表示予定設計図をご提出ください。)	申込者
エコマーク使用規定第3条 エコマーク表示予定箇所、マーク下段の環境情報表示	表示予定設計図の提出(書式自由・原稿)	
エコマーク使用規定第7条 エコマーク使用契約者名、認定番号の表示		

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
製品を開発した会社	□他社／□自社 (該当する事項をチェックして下さい)	他社開発製品の場合、申込承諾書(記入例1)	申込承諾者
本商品類型で、既に認定を受けている商品を別ブランドとして申込む場合	ブランド名以外の変更が　□ある／□ない (該当する事項をチェックして下さい) (ブランド名以外変更がなければ、以下の項目の証明は不要です)	エコマーク商品認定審査結果通知書の写し 既認定型式と本申込製品の型式との対応表 変更点についての認定基準に対する証明書(変更がある場合)	

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
対象	別表1対象製品分類(5桁)での商品項目名称 (　　　　　　　　　)　例.和たんす □屋内家具／□屋外家具 (該当する事項をチェックして下さい) ＊住宅の建築時などに施工される家具は対象外です。		

4－1－1.＜共通基準＞

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
4-1-1.(1)基準配合率 (マットレス除く)		記入表A	申込者
		証明書(記入例2~5)	
		木材　　　:記入例2 および記入表B	原料事業者
		プラスチック:記入例3	原料事業者
		繊維　　　:記入例4	紡績事業者
		紙　　　:記入例5	製紙事業者
		ガラス　　:不要	
4-1-1.(1)マテリアル リサイクル (マットレス除く)	製品全体重量(接着剤・塗料除く)に対する 金属材料の使用割合 □80%以上／□80%未満 80%以上の場合は右の添付証明書が必要です	リサイクルする部分の構造、重量などの設計仕様書	申込者
		リサイクル部分が90%であることの証明書	申込者
		リサイクル内容の説明資料	申込者
		回収・リサイクルシステムの説明資料	申込者
4-1-1.(2)フロン		証明書(記入例6)	申込者
4-1-1.(3)環境法規		証明書(記入例7)	最終製品製造工場長
4-1-1.(4)PRTR 第一種 指定化学物質 の使用	□使用あり／□使用なし (該当する事項をチェックして下さい) 使用がある場合は右の添付証明書が必要です。	証明書(記入例8)	申込者
4-1-1.(5)ハロゲン系 元素の使用 ＊着色剤、フッ素系添加物、コンセントなどの電装品を除く	□使用あり／□使用なし (該当する事項をチェックして下さい)		
4-1-1.(6)塗料の防腐剤 (防かび剤を含む) の使用	防腐剤(防かび剤を含む)の使用 └→□使用あり　　□なし └→(含有量　　　　%) 使用がある場合は右の添付証明書が必要です。 (該当する事項をチェックして下さい)	該当物質の MSDS (化学物質名、CAS No. など)	薬剤供給事業者 または 塗料製造事業者
4-1-1.(6)塗料の化学 物質		該当物質の使用量 記載リスト (記入例9)	塗料製造事業者

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
4-1-1.(7)接着剤のホルムアルデヒド（屋内家具のみ、組み立て式家具における添付接着剤も含む）		JIS A 1460・1901などに指定される測定方法による試験結果またはF☆☆☆☆等級であることの証明書あるいはその写し	接着剤製造事業者
4-1-1.(8)情報提供		別表4に掲げる記載項目が確認できる取扱説明書など（原稿）	申込者
4-1-1.(9)修理について	□修理を行なう／□交換用部品を供給する（該当する事項をチェックして下さい）		
4-1-1.(9)修理を行なう	該当する場合は右の添付証明書が必要です。	生産中止後10年以上ユーザの依頼に応じて修理を行うことに関する証明書	申込者
4-1-1.(9)交換部品の供給する	該当する場合は右の添付証明書が必要です。	部品の供給が生産中止後10年以上確保されていることに関する説明書 交換部品を発注してからユーザに届くまでの処理の流れと必要日数に関する説明書	申込者
4-1-1.(10)情報提供		別表5に掲げる記載項目が確認できる取扱説明書など（原稿）	申込者
4-1-1.(11)異種材料間の分離		異種材料間の分離・分別方法	申込者
4-1-1.(12)製品の包装材	包装材の材質: 包装方法: 異種材料の使用がある場合は右の添付証明書が必要です。	分離・分別の設計に関する説明書	申込者
4-1-1.(13)包装材へのハロゲン系元素の使用（プラスチック包装材料のみ）	□使用あり／□使用なし（該当する事項をチェックして下さい）		
4-1-1.(14)トルエン、キシレン（屋内家具のみ）		トルエン、キシレンの添加がないことおよび製品出荷時における残留を低減するための対策に関する説明書	申込者

4－1－2.<材料に関する基準>

A.木材および木質材料（エンジニアリングウッド）

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
4-1-2.(15)木質材料のホルムアルデヒド（屋内家具のみ）		JIS A 1460・1901、該当の JAS などに指定される測定方法による試験結果またはF☆☆☆☆等級であることの証明書あるいはその写し	申込者または第三者試験機関
4-1-2.(16)木材保存剤	木材防蟻剤、木材防腐剤、木材防虫剤、木材防かび剤の使用有無 □ある／□ない （該当する事項をチェックして下さい） ある場合は右の添付証明書が必要です。 ただし、屋内家具は木材保存剤の使用は認められません。	薬剤の使用理由および薬剤が(社)日本木材保存協会で認定を受けていることの証明およびスピード'98 のリストに掲載の化学物質とクレオソート油が処方構成成分として使用されていないことの証明	(社)日本木材保存協会など
4-1-2.(17)建築解体木材の使用	□使用あり／□使用なし （該当する事項をチェックして下さい） ある場合は右の添付証明書が必要です。	土壌汚染対策法施行規則に基づく六価クロム・ヒ素の試験結果	申込者または第三者試験機関

B.プラスチック

4-1-2.(18)成型時の重金属の添加	成型時に、カドミウム、鉛、総水銀、クロム、ヒ素、セレンおよびその化合物の添加の有無 □ある／□なし		
4-1-2.(19)有害化学物質など		証明書（記入例11）または重金属試験結果（カドミウム・鉛・六価クロム・ヒ素・総水銀・セレン）	原材料供給（原料・成型）事業者または第三者試験機関
4-1-2.(19)残留性有機化学物質	製品に、ダイオキシン類、フラン類が含まないことおよび使用・廃棄時にそれらの発生がないことに □適合する／□適合しない		
4-1-2.(20)合成樹脂の材質表示		材質表示部品のリストまたはJISK6999 に従っている旨の証明書（記入例12）	申込者

C.繊維

4−1-2.(21)化学物質	染色工場名 （工場が複数あり、書ききれない場合は、別紙に記載してください）	証明書（記入例 13） 証明書（記入例 14）（繊維部分材料毎）	申込者 染色工場 工場長
4−1-2.(21)製品の遊離ホルムアルデヒド量		試験結果（異なる生地毎）	申込者または第三者試験機関

E.ガラス

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
4-1-2.(22)ガラスカレットの安全性		ガラスカレット仕入方法およびガラスカレット受入時確認基準	申込者
4-1-2.(23)着色剤の添加	着色剤の添加有無 □添加あり／□添加なし (該当する事項をチェックして下さい) ある場合は右の添付証明書が必要です。	化学物質名、CAS No.などが記載された成分表またはMSDS	着色剤製造事業者

4－2－1.＜品質に関する基準＞

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
4-2-1.(25)製品の品質管理		品質管理証明 (記入例10)	最終製品製造工場長
4-2-1.(25)製品の品質試験	JIS などの該当する品質規格が □ある(名称:　　　　　　　　) □ない(自社規格) (該当する事項をチェックして下さい)	該当する品質規格などに適合する試験結果など	申込者または第三者試験機関
4-2-1.(25)製品の安全性	消費生活用製品安全法への適用有無 □適用される／□適用されない 適用される場合は、法規への適合有無 □適合する／□適合しない (該当する事項をチェックして下さい)		

4－1－3.＜個別製品に関する基準＞　マットレス　のみ

<table>
<tr><th>項目</th><th>記入欄</th><th>添付証明書</th><th>添付証明書の発行者</th></tr>
<tr><td>4-1-3.(24)選択肢</td><td>a□　b□
（該当する事項をチェックして下さい）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">4-1-3.(24)基準配合率
（aを選択した製品）</td><td rowspan="7">フェルトの使用有無
□使用あり／使用なし

使用がある場合は以下の該当する事項をチェックして下さい
□フェルト部分に100％未利用繊維もしくは反毛繊維を使用している
□フェルト部分にポリマーリサイクル繊維もしくはケミカルリサイクル繊維を使用している</td><td>記入表A</td><td>申込者</td></tr>
<tr><td>証明書（記入例2~5）</td><td></td></tr>
<tr><td>木材　：記入例2 および記入表B</td><td>原料事業者</td></tr>
<tr><td>プラスチック：記入例3</td><td>原料事業者</td></tr>
<tr><td>繊維　：記入例4</td><td>紡績事業者</td></tr>
<tr><td>紙　：記入例5</td><td>製紙事業者</td></tr>
<tr><td>ガラス　：不要</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">4-1-3.（24）マテリアルリサイクル
（aを選択した製品）</td><td rowspan="4">製品全体重量（接着剤・塗料除く）に対する金属材料の使用割合
□80％以上／□80％未満

80％以上の場合は右の添付証明書が必要です</td><td>リサイクルする部分の構造、重量などの設計仕様書</td><td>申込者</td></tr>
<tr><td>リサイクル部分が90％であることの証明書</td><td>申込者</td></tr>
<tr><td>リサイクル内容の説明資料</td><td>申込者</td></tr>
<tr><td>回収・リサイクルシステムの説明資料</td><td>申込者</td></tr>
<tr><td rowspan="4">4-1-3.（24）マテリアルリサイクル
（bを選択した製品）</td><td rowspan="4"></td><td>リサイクルする部分の構造、重量などの設計仕様書</td><td>申込者</td></tr>
<tr><td>リサイクル部分が90％であることの証明書</td><td>申込者</td></tr>
<tr><td>リサイクル内容の説明資料</td><td>申込者</td></tr>
<tr><td>回収・リサイクルシステムの説明資料</td><td>申込者</td></tr>
</table>

記入表A－128

製品重量証明書

年　　月　　日

（社名）　　　　社印

型式名　（　　　　　　　　）

型式毎に提示してください。複数の型式について、使用材料の重量割合が同じ場合は、その旨提示してください。再生材料を使用している場合は、使用材料の記入欄に、そのことが分かるように記載してください。

	部品名	使用材料名 （例.プラスチックなど）	製品全体での 重量割合（%）
部品 1			
部品 2			
部品 3			
部品 4			
部品 5			
付属品 1			
付属品 2			
付属品 3			
製品全体重量（接着剤・塗料除く）に対する金属材料の使用割合			

上記製品全体の使用材料比率の表より、材料区分ごとの配合率を記載してください。
（小付属のみで構成される部品を除く）

材料区分ごとの配合率（小付属のみで構成される部品を除く）	
認定基準別表２の原料名（例.再生プラスチック）	材料区分での重量割合（%）

記 入 例 1-128

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○

社印

証明書
発行者名

＊発行者は、申込承諾者

申込承諾書

当社（エコマーク認定）ブランド名（　　　　　）（認定番号（　　　））を、（申込企業）がブランド名（　　　　　　）として、エコマーク商品認定・使用申込を行うことを承諾します。

記 入 表B –128

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、申込者

原料供給証明書一覧

製品に使用する再・未利用木材および廃植物繊維の一覧を以下に示します。

No.	再・未利用材料名	原料供給者名
例	間伐材	○○県○○森林組合

以上

記 入 例 2(間伐材) –128

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○ ○ ○ ○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、原料事業者

原料供給証明書

再・未利用木材として、以下に記載した内容の間伐材を（エコマーク商品製造者名）に供給することを証明致します。また、対象となる林分の写真を添付します。

原 産 地	例：国、県、市町村
樹　　種	
数　　量	
植 栽 年	
間 伐 率	例：20% 300 本/1500 本　（1ha あたり）
何回目の間伐かなどの情報	例：１回目の間伐：1980 年 間伐率は 30%　500 本/2000 本（1ha あたり） 2 回目の間伐：2004 年
末 口 径*	平均的な分布　　　　cm～　　　　cm

＊印　参考情報として記載すること。
間伐率（%）：(1ha あたりの間伐した本数／1ha あたりの植栽本数)×100

以上

記 入 例2(廃木材) –128

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、原料事業者

原料供給証明書

再・未利用木材、植物繊維として以下に記載の廃木材を（エコマーク商品製造者名）に供給することを証明致します。

	廃木材の原料詳細	配合割合
廃木材	□使用済み木材 再生原料内容：(　　　　　　　　　　　) 例　梱包材	%
	□木材加工工場などから発生する残材 □合板・製材工場などから発生する端材 □製紙未利用低質チップ □その他（　　　　　　　　　　）	%
	□剪定枝	%
	□樹皮	%
	□その他（　　　　　　　　　　）	%
	合計	１００%

「剪定枝」、「樹皮」、「その他」の場合、発生過程や樹種などの詳しい説明
(別紙による説明可)

以上

＊該当する項目にチェックをし、必要事項を記載してください。

記 入 例2(建設発生木材) –128

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○

社印

証明書
発行者名

＊発行者は、原料事業者

原料供給証明書

再・未利用木材として以下に記載の建築発生木材を（エコマーク商品製造者名）に供給することを証明致します。

建築発生木材	建築発生木材の原料詳細
	□建築解体木材（建築物解体工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料）
	□新築・増築工事に発生した木材および木質材料
	□修繕模様替え時に発生した木材および木質材料
	□その他工作物に関する工事などの建設工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料

発生過程や樹種などの詳しい説明（別紙による説明可）

建築解体木材の場合には、防腐・防蟻・防虫処理が施された材を分別・排除して使用していることについての別紙で説明を提示してください（分別・排除の方法を記した作業マニュアル、工程フローなど）。

以上

＊該当する項目にチェックをし、必要事項を記載してください。

記 入 例 2(低位利用木材-1/2) –128

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、原料事業者

原料供給証明書

再・未利用木材、植物繊維として以下に記載の低位利用木材を（エコマーク商品製造者名）に供給することを証明致します。

	低利利用木材の原料種類	配合割合
低位利用木材	□林地残材	%
	□かん木	%
	□木の根	%
	□病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材	%
	□曲がり材	%
	□小径材	%
	□環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹	%
	□その他	%
	合計	１００%

記 入 例2(低位利用木材-2/2) –128

【原料の詳細】

森林の種類	□天然生林　□人工林
持続可能な管理がされている森林*1)	第三者認証の取得（認証の写しを添付のこと） □あり（名称　　　　　　　　　　　）　□なし
原 産 地	
樹　　種	
数　　量	
植 栽 年*2)	
末 口 径*3)	㎝

*1) 小径材を原料とし、該当場合のみ記載のこと　*2) 人工林の場合のみ記載のこと
*3) 小径材の場合のみ記載のこと

発生過程などの詳しい説明（別紙による説明可）

小径材の場合　施業方法の説明（皆伐、群状択伐、帯状択伐など）

竹の場合　環境保全上の適切な維持管理のための伐採であることの説明 ※　竹林の管理計画・管理方法（周辺環境に配慮した管理計画、伐採回数／年、竹林の所有者・管理者など）を別紙にて説明して下さい。

以上

＊該当する項目にチェックをし、必要事項を記載してください。

記 入 例 2(廃植物繊維) –128

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、原料事業者

原料供給証明書

再・未利用材料として以下に記載の廃植物繊維を（エコマーク商品製造者名）に供給することを証明致します。

	廃植物繊維の原料詳細	配合割合
廃植物繊維	□農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣	%
	□使用済み梱包材	%
	□その他（　　　　　　　　　　　　　　）	%
	合計	１００%

発生過程や植物繊維の種類などの詳しい説明（別紙による説明可）

以上

＊該当する項目にチェックをし、必要事項を記載してください。

記 入 例 3－128

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、再生材料回収事業者

原料供給証明書（プラスチック）

以下の内容の再生材料を（エコマーク商品製造者名）に供給することを証明致します。

□プレコンシューマ材料

発生場所（　　　　　　　　　　　　　　　）例.　フィルム製造工場

＊申込製品の製造工程における工場で発生した材料は除く

発生内容（　　　　　　　　　　　）　例.　不良品、ロス品

素材名　（　　　　　　　　　　　）　例.　ポリエチレン

□ポストコンシューマ材料

使用後廃棄された材料名・製品名（　　　　　　　　　　　　　）

例.　PET ボトル

素材名　（　　　　　　　　　　）　例.PET

＊該当する項目にチェックをし、必要事項を記載してください。

記 入 例4－128

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　殿

本証明書の宛先

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

記入例１の生地品番に対応する名称を必ず明記してください

＊発行者は、紡績事業者（繊維材料製造供給事業者）
＊

原料供給証明書（繊維）

供給する生地（生地品番名　　　　　　　　）について、以下の通り証明します。

＊証明する生地が複数ある場合は、生地品番を全て記載してください。

１．原料名

原料名		原料名（①～⑪の該当する事項にチェックして下さい）
未利用繊維		□①コットンリンター
		□②紡績時に発生する短繊維
リサイクル繊維	反毛繊維	□③紡績・織布工場の糸くず
		□④縫製工場の裁断くず
		□⑤使用済み衣服等の（　　　　　）製品 ＊（　）内に具体的な製品名を記載：例衣服
	ポリマーリサイクル繊維	□再生（　　　　　）繊維
		□⑥使用後に廃棄された（　　　　　）製品 ＊（　）内に具体的な製品名を記載：例PETボトル
		□⑦（　　　　）製造工程から発生した製品の端材・不良品 ＊（　）内に具体的な商品名を記載：例PETフィルム、同一工程・工場で発生したものは除く
	ケミカルリサイクル繊維	□本製品に配合している再生原料 □カプロラクタム　□EG　□BHET　□DMT □テレフタル酸　□その他（　　　　　　　　）
		□⑧ナイロン素材使用済み（　　　　　）製品 ＊（　）内に具体的な製品名を記載：例衣服
		□⑨ポリエステル素材使用済み（　　　　　）製品 ＊（　）内に具体的な製品名を記載：例衣服
		□⑩（　　　　）製造工程から発生した製品の端材・不良品 ＊（　）内に具体的な商品名を記載：例フィルム、同一工程・工場で発生したものは除く

２．生地製造のフローチャート

	事業者名　＊２
繊維化工程　＊１	
紡績工程	
編織工程	
染色工程	

＊１　反毛繊維については、反毛事業者名を、再生PET繊維については、フレーク事業者を記載してください。

＊２　事業者名が複数あり、書ききれない場合は、別紙に記載してください。

＊３　申込ブランドに供給する生地に染色していない場合は、記載不要です。

３．混用率

生地混用率	（例.ポリエステル１００％）

４．配合率

未利用繊維　　　％ 反毛繊維　　　％ ポリマーリサイクル繊維　　再生（　　　　）繊維　　　％ ケミカルリサイクル繊維　　％

記 入 例 5 - 128

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、製紙事業者

紙質証明書（紙）

以下のとおり証明します。

紙材料の商品ブランド名	
古紙パルプ配合率	%

＊上記の数値は、固有数値をご記載ください。

記 入 例 6 - 128

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、申込者

適合証明書

*（申込商品名）*は、製品の製造にあたって、下表に掲げる特定フロン（CFC5 種)、その他 CFC、四塩化炭素、トリクロロエタンおよび代替フロン（ここでは HCFC をさす）の使用がないことを証明します。

特定フロン（CFC5種）	トリクロロフルオロメタン
	ジクロロジフルオロメタン
	トリクロロトリフルオロエタン
	ジクロロテトラフルオロエタン
	クロロペンタフルオロエタン
その他のCFC	クロロトリフルオロメタン
	ペンタクロロフルオロエタン
	テトラクロロジフルオロエタン
	ヘプタクロロフルオロプロパン
	ヘキサクロロジフルオロプロパン
	ペンタクロロトリフルオロプロパン
	テトラクロロテトラフルオロプロパン
	トリクロロペンタフルオロプロパン
	ジクロロヘキサフルオロプロパン
	クロロヘプタフルオロプロパン
	四塩化炭素
	1,1,1-トリクロロエタン
代替フロン（HCFC）	ジクロロフルオロメタン
	クロロジフルオロメタン
	クロロフルオロメタン
	テトラクロロフルオロエタン
	トリクロロジフルオロエタン
	ジクロロトリフルオロエタン
	クロロテトラフルオロエタン
	トリクロロフルオロエタン
	ジクロロジフルオロエタン

代替フロン（HCFC）	クロロトリフルオロエタン
	ジクロロフルオロエタン
	クロロジフルオロエタン
	クロロフルオロエタン
	ヘキサクロロフルオロプロパン
	ペンタクロロジフルオロプロパン
	テトラクロロトリフルオロプロパン
	トリクロロテトラフルオロプロパン
	ジクロロペンタフルオロプロパン
	クロロヘキサフルオロプロパン
	ペンタクロロフルオロプロパン
	テトラクロロジフルオロプロパン
	トリクロロトリフルオロプロパン
	ジクロロテトラフルオロプロパン
	クロロペンタフルオロプロパン
	テトラクロロフルオロプロパン
	トリクロロジフルオロプロパン
	ジクロロトリフルオロプロパン
	クロロテトラフルオロプロパン
	トリクロロフルオロプロパン
	ジクロロジフルオロプロパン
	クロロトリフルオロプロパン
	ジクロロフルオロプロパン
	クロロジフルオロプロパン
	クロロフルオロプロパン

記入例 7－128

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、最終製品製造工場長

<u>環境法規遵守証明書</u>

*（申込商品最終工程の製造会社）*は*（申込商品名）*の製造にあたって、下記のことに適合していることを証明します。

記

製造工程において、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを申込時より過去５年間（※）遵守していること。

関連法規　例　大気汚染防止法
水質汚濁防止法
騒音規制法
振動規制法
悪臭防止法
}　工場が該当する法律名を記載すること

○○県○○環境保全条例
○○市公害防止協定
}　工場の立地する地域の条例や協定が存在する場合にはその名称を記載すること

以上

（※）創業以来違反がないという内容でも結構です

<u>発行者が工場長以外の役職の場合は、工場長の役職に相当する、もしくは工場長の役職を兼務していることを必ず明記してください。</u>
<u>本証明書の発行日の有効期限は、製品のエコマークへの申込より３ヶ月程度とします。</u>

記 入 例8－128

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、申込者

PRTR 法における第一種指定化学物質の使用に関する報告書

*（申込商品名）*は、製品の製造にあたって、「特定化学物質別の環境への排出量の把握等及び管理改善の促進に関する法律（PRTR 法）」に定める第一種指定化学物質のうち、下記の物質を処方構成成分として使用していることを報告します。

記

物　質　名	CAS No.

以上

記 入 例9 - 128

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、塗料製造事業者

化学物質に関する証明書

（申込商品名）に供給する塗料は、下表の通り認定基準 4-1.(6)の基準値を満たすことを証明します。

物　質　名	使用量
カドミウム・水銀・六価クロム・鉛の含有量の合計値	%
鉛	%
ヒ素	□添加なし ／ □あり
アンチモン	□添加なし ／ □あり
トリブチルスズ	□添加なし ／ □あり
トリフェニルスズ	□添加なし ／ □あり

記 入 例 10－128

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○

社印

証明書
発行者名

＊発行者は、最終製品工場長

品質管理証明書

当社エコマーク認定申込ブランド名（　　　　　　　）については、
別紙（第三者試験機関もしくは自社試験の試験結果）の品質管理項目に
基づいて、商品を管理し、品質管理基準に適合する商品のみを
出荷することを証明します。

記 入 例 11-128

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　御中

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、原材料供給事業者

証明書　＊1

（プラスチック（再生材・バージン材）毎に、**自社製造段階で使用する物質**について以下をご証明下さい。）

対象　（再生材／バージン材）、材質：　　　　　　　、担当製造工程

4-1. (3) **有害化学物質など**		記入欄	必要添付書類等
プラスチック添加物			
添加剤	下記以外の添加剤の使用	使用あり／なし （PL 番号　　　　）	使用がある場合、 重金属の試験結果、または添加剤のポジティブリストの登録番号記載の証明書　＊2
安定剤 滑剤	安定剤、滑剤の使用（下は使用がある場合記入）	使用あり／なし	
	鉛系、カドミウム系、有機スズ化合物系の含有　＊3	含有する／しない	
色材	色材（顔料・染料）の使用	使用あり／なし （PL 番号　　　　）	使用がある場合、 重金属の試験結果、または添加剤のポジティブリストの登録番号記載の証明書　＊2

＊1　証明書は、各製造工程担当者における各製造工程での使用有無の証明が必要です。各製造工程に添加物を供給している事業者自身の本証明書の発行は不要です。また、バージン樹脂供給者の証明は、本証明の替わりに、樹脂自体のポジティブリストもしくは重金属の試験結果の写しでも可とします。

＊2　添加物・色材（顔料・染料）の重金属試験については、それらを含んだ製品での試験でも可とします。

＊3　トリブチルスズ,トリフェノルスズ,ジブチルスズ,ジフェニルスズ,モノフェニルスズの化合物

記入例 12 - 128

材質表示証明書

年　　月　　日

（社名）

社印

下表のとおり、１００ｇ以上の合成樹脂部分について、ＪＩＳＫ６９９９に従って材質表示をしていることを証明します。

	部品名	合成樹脂名 （ポリエチレンなど）	重量 （ｇ）	材質表示内容 （　＞ＰＥ＜など
部品 1				
部品 2				
部品 3				
部品 4				
部品 5				

記 入 例 13－128

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　殿

本証明書の宛先

〇　〇株式会社
〇　〇　〇　〇
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、申込者

製品加工内容証明書

製品に使用する繊維部分材料について、以下の通り証明します。

（加工有無の欄にチェックを付け、加工がある場合は提出書類を添付してください）

加工内容	加工有無	ある場合の提出書類
防かび加工	□ある／□なし	加工剤の種類（使用化学物質）の証明（ＭＳＤＳ）
難燃加工	□ある／□なし	使用量　（　　　　　）単位（　　）
蛍光増白加工	□ある／□なし	使用量　（　　　　　）単位（　　）
柔軟加工	□ある／□なし	使用量　（　　　　　）単位（　　）
衛生加工	□ある／□なし	加工剤の種類（使用化学物質）の証明（ＭＳＤＳ）
製品漂白加工	□ある／□なし	加工剤の種類（使用化学物質）の証明（ＭＳＤＳ）
防炎加工	□ある／□なし	加工剤の種類（使用化学物質）の証明（ＭＳＤＳ）、もしくは、防炎物品または防炎製品であることの証明（日本防炎協会の認定証の写し）

申込製品は　□毛製品である　□毛製品ではない　　（該当する事項をチェックして下さい）
　毛製品である場合は、以下の証明が必要です。

ディルドリン･ＤＴＴＢ使用加工	□ある／□なし	厚生省令３４号への適合についての説明

記 入 例 14－128

２００×年×月×日

本証明書の発行日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局長　殿

本証明書の宛先

○　○株式会社
○　○　○　○
社印

証明書
発行者名

＊発行者は、染色工場工場長

記入例１の生地
品番に対応する
名称を必ず明記
してください

染色証明書

繊維材料（繊維材料品番名　　　　　　　　　）の染色について、以下の通り証明します。
＊証明する生地が複数ある場合は、生地品番を全て記載してください。

以下の①②③に記載がある染料を処方構成成分として添加していません。

また、クロム系染料を処方構成成分として添加していません。（羊毛繊維の場合は本項目の記載は不要です）

①分解して下記の発癌性アミン類を生成する可能性があるアゾ系染料
（ドイツ食品日用品法第 35 条に基づく公的試験方法集成で定められた分析方法により下記のアミンの１つ以上が製品 1kg 当たり 30mg を超えて検出されるもの）

発癌性ランク（A１）		
92-67-1	4-aminobiphenyl	C1(EU),1(NTP,IARC)
92-87-5	Benzidine	C1(EU),1(NTP,IARC)
95-69-2	4-chloro-o-toluidine	2A(NTP,IARC)
91-59-8	2-naphthylamine	C1(EU),1(NTP,IARC)
発癌性ランク（A２）		
97-56-3	o-aminoazotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
99-55-8	2-amino-4-nitrotoluene	3(NTP,IARC)
106-47-8	4-chloroaniline	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
615-05-4	2,4-diaminoanisole	2B(NTP,IARC)
101-77-9	4,4'-diaminodiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
91-94-1	3,3-dichlorbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-90-4	o-dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-93-7	o-tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
838-88-0	4,4'-diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
120-71-8	p-cresidine	2B(NTP,IARC)
101-14-4	4,4'-diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane	C2(EU), 2A(NTP,IARC)
101-80-4	4,4'-diaminodiphenylether	2B(NTP,IARC)
139-65-1	4,4'-diaminodiphenylsulfide	2B(NTP,IARC)
95-53-4	o-toluidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-80-7	2,4-diaminotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
137-17-7	2,4,5-trimethylaniline	
90-04-0	o-anisidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-68-1	2,4-xylidine	3(NTP,IARC)

87-62-7	2,6-xylidine		2B(NTP,IARC)
60-90-3	4amino-azo-benzen		C2(EU)

② 発癌性染料

569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150	2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
6459-94-5	C.I. ACID RED 114	CI 23635	2B(NTP,IARC)
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610	C2,R3(EU),2A(NTP,IARC), Oeko-Tex
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235	C2,R3(EU), 2A(NTP,IARC), Oeko-Tex
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120	C2,R3(EU) , Oeko-Tex
2932-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855	Oeko-Tex

③ 皮膚感作性染料

2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505	ETAD, Oeko-Tex
12222-75-2	C.I. DISPERSE BLUE 35		ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 106		ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 124		ETAD, Oeko-Tex
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855	ETAD, Oeko-Tex
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005	ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE ORANGE 37		ETAD, Oeko-Tex
2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110	ETAD, Oeko-Tex
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	Oeko-Tex
3179-90-6	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500	Oeko-Tex
3860-63-7	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 102		Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE ORANGE 76		Oeko-Tex
2872-48-2	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210	Oeko-Tex
119-15-3	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 39		Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 49		Oeko-Tex

発行者が工場長もしくは工場長の役職にあたるもしくは兼務していることを必ず明記してください。